

過疎地域自立促進計画書

平成28年3月

(平成28年9月一部改正)

(平成29年3月一部改正)

(平成29年9月一部改正)

(平成30年3月一部改正)

(平成30年9月一部改正)

(平成31年3月一部改正)

(令和元年9月一部改正)

(令和2年3月一部改正)

(令和2年9月一部改正)

広島県三次市

目 次

1	基本的な事項	1
(1)	概況	
(2)	人口及び産業の推移と動向	
(3)	行財政の状況	
(4)	地域の自立促進の基本方針	
(5)	計画期間	
(6)	公共施設等総合管理計画との整合	
2	産業の振興	19
(1)	現況と問題点	
(2)	その対策	
(3)	計画	
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	
3	交通通信体系の整備，情報化及び地域間交流の促進	27
(1)	現況と問題点	
(2)	その対策	
(3)	計画	
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	
4	生活環境の整備	39
(1)	現況と問題点	
(2)	その対策	
(3)	計画	
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	
5	高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	45
(1)	現況と問題点	
(2)	その対策	
(3)	計画	
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	
6	医療の確保	51
(1)	現況と問題点	
(2)	その対策	
(3)	計画	
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	
7	教育の振興	54
(1)	現況と問題点	
(2)	その対策	
(3)	計画	
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	
8	地域文化の振興等	60
(1)	現況と問題点	
(2)	その対策	
(3)	計画	
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	

9	集落の整備	62
(1)	現況と問題点	
(2)	その対策	
(3)	計画	
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	
10	その他地域の自立促進に関し必要な事項	64
(1)	現況と問題点	
(2)	その対策	
(3)	公共施設等総合管理計画との整合	

1 基本的な事項

(1) 概況

ア 自然的，歴史的，社会・経済的諸条件の概要

(7) 自然的条件

【位置と面積】

本市は，広島県の北部，島根県と県境を接する中国地方の内陸中央部に位置し，総面積は，約778.14km²で，広島県の総面積8,479.38km²の約9.2%を占めている。

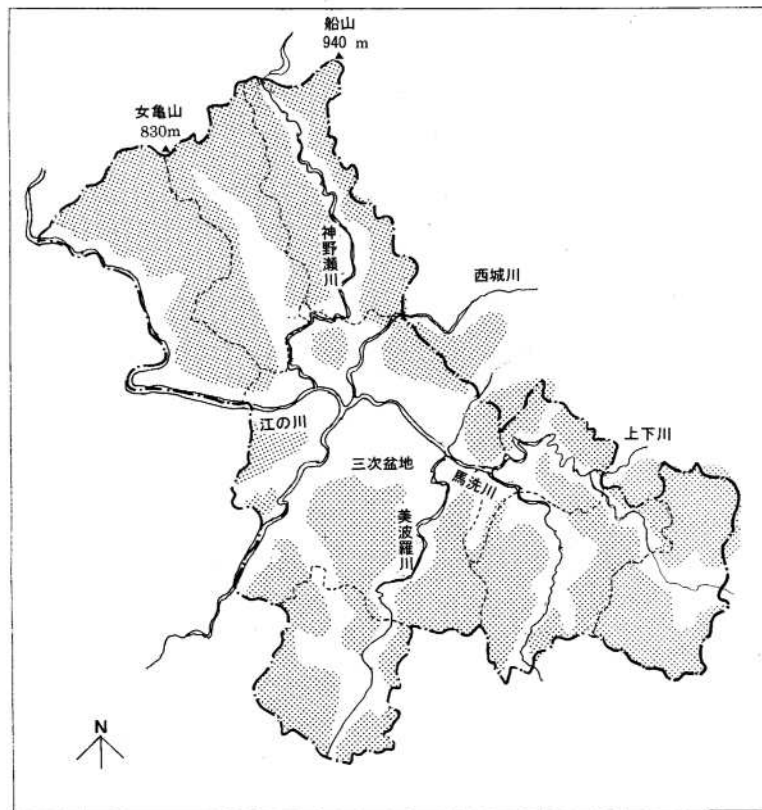
■ 本市の位置



【地勢】

本市の主要な河川は，北広島町に源を発し，安芸高田市を經由して三次盆地の中央に流下し，西に流れを変え北流し，日本海にそそぐ「江の川」を本流として，神野瀬川，西

城川，馬洗川などの支流が三次盆地の中央で合流している。地形は三次盆地を中心に，各支流沿いに標高150～200mの平坦地が広がっている。その背後は概ね標高300～600mの緩やかな枝状の丘陵・山地となっているが，北部の県境周辺部は800～900m級の山々に囲まれた急峻な地形となっており，市の7割以上が林野で占められている。



【気象】

気象庁（広島地方気象台）の平年値（昭和56年から平成22年）によると，気温の年平均値が13.2度，日最高気温は8月の31.8度，日最低気温は1月の-1.7度となっている。降雪期間は12月中旬から3月中旬まで3か月に及び，秋から早春にかけての早朝，川霧が三次盆地一面に発生滞留し，高い場所から観ると周辺の山が島々に見える「霧の海」が出現する。

(i) 歴史的条件

本市は，内陸部における農林業を主産業とする地域として発

展してきたが，近年は広域交通網が整備されたことによつて，内陸型の工業が展開している。また，古くから山陰・山陽を結ぶ交通の要衝であり，広島県北地域の商業・文化などの広域生活圏の中心となっている。

本市の行政区域は，明治4年の廃藩置県，明治22年の町村制施行時の合併，明治31年の三次郡と三谿郡との合併による双三郡の設置，昭和27～33年の町村合併などを経て，平成16年4月1日には，三次市，君田村，布野村，作木村，吉舎町，三良坂町，三和町及び甲奴町の合併により三次市を新設し，現在に至っている。

(h) 社会的条件

本市の広域的位置は，広島県の北部，島根県と県境を接する中国地方の内陸中央部，大阪へ約250km，下関へ約250kmの距離圏にあり，山陽側の広島・呉・三原・尾道・福山，山陰側の浜田・江津・大田・出雲・松江・米子などの各都市へは，ほぼ同距離の約50～80kmの位置にある。

これらの都市を結ぶ広域交通網は，大阪・下関方面を結ぶ中国縦貫自動車道と松江・尾道方面を結ぶ中国やまなみ街道（中国横断自動車道尾道松江線）をはじめ，中国地方の山陰・山陽を結ぶ各国道，JR鉄道網などが，本市で結節している。

(i) 経済的条件

本市の就業人口比率は，昭和35年に61.6%あった第1次産業は大きく後退し，第2次及び第3次産業を主体とするものに移行している。その構成は，平成22年で第1次産業が11.8%，第2次産業が21.6%，第3次産業が59.1%となっており，県平均と比較すると，第1次産業は8.5%上回り，第2次産業は3.7%，第3次産業は7.5%とそれぞれ下回っている。

就業者数は，平成22年に28,494人となっており，昭和35年と

比較して35.1%の減，平成17年と比較して6.8%の減となっている。

また，総人口に対する就業者の割合は，昭和35年の52.8%から平成22年の50.3%と減少しており，就業者総数においても15,383人減少している。

イ 過疎の状況

(7) 人口等の動向

昭和35年の国勢調査人口は，83,030人であったが，昭和45年は65,561人であり，10年間で実に21.0%もの減少を示した。平成22年は56,605人であり，昭和35年との比較では，31.8%の減少であるところから，昭和45年までに大幅な人口の流出があったことがわかる。昭和60年以降は，ゆるやかな減少が続いている。

年齢階層で見ると，高齢者の人口割合は，平成22年に31.4%を示しており，「超高齢社会」の指標を超えている。平成28年1月には33.9%に達し，高齢化の進展は今後も続くものと予想される。

また，総人口が減少する中で，特に若年層の減少が深刻化し，今後，少子高齢化による地域活力の低下はもとより，伝統文化などの衰退や農地の荒廃化による環境悪化など様々な影響が予想される。

(8) これまでの対策

平成16年4月1日の新三次市誕生時に市内全地域がみなし過疎地域として指定され，平成22年4月には過疎地域として指定された。これまで，過疎地域が抱える様々な諸問題に対処するため，過疎対策事業を実施し，課題解決に向け取り組んできた。

産業振興については，農業基盤や林道の整備，農業交流連携拠点施設「トレッタみよし」，健康ふれあい施設の整備，定住対策事業などを実施した。

交通通信体系の整備については、市道・県道や農林道の改良推進による生活道路網の整備及び地域情報化事業・ケーブルテレビ事業などを実施した。

生活環境の整備については、消防施設、上水道や簡易水道などの水道施設の整備、公共下水道や農業集落排水施設などの下水処理施設の整備、廃棄物処理施設の整備などを実施した。

福祉の増進については、グループホームなどの福祉施設や保育所の整備などを実施した。

医療の確保については、市立三次中央病院や診療所など診療施設の整備、休日夜間急患センターの運営などを実施した。

教育の振興については、小中学校の校舎の整備などを実施した。

地域文化の振興については、市民ホールの整備などを実施してきた。

集落の整備については、地域力向上支援事業、がんばる地域支援事業などを実施した。

これらの取組によって、生産基盤や生活環境の整備、地域の活力の向上に向けて一定の成果をあげることができた。

しかし、過疎問題の根幹的課題である人口減少、少子高齢化及び産業経済の停滞など、依然として過疎地域の課題は残っており、更なる過疎対策を講じていく必要がある。

(f) 現在の課題と今後の見通し

【人口減少・少子高齢社会への対応】

本市の総人口は、昭和60年以降ゆるやかな減少が続いており、平成28年1月には54,618人（住民基本台帳・外国人住民を含む。）となっている。人口構成比は、年少人口が12.4%となっており、昭和35年以降年々減少している。一方で、高齢者人口は、33.9%に達しており、少子高齢化が顕著な状況となっている。

人口減少・少子化の進行は、経済活動を支える生産年齢人口を減少させ、生産の場だけでなく、購買・消費力や扶助機能の低下、地域社会における担い手不足やコミュニティ機能の低下等の問題を生じさせる。

将来へつながる地域社会を維持していくためには、子育てと仕事が両立できる環境や就学・就労機会、医療体制など基礎的な生活基盤に係る条件の整備・充実によって、人口減少・少子化の流れを緩和していくことが必要である。

一方、高齢化については、支援の必要な高齢者の増加に対応するため、より緊密な保健・医療・福祉の連携によるケア体制の構築が求められている。さらに、高齢者や障害者が仕事や地域活動など、社会の中で一定の役割を果たしながら、健康でいきいきと暮らすことができる取組が必要である。

特に人口減少・少子高齢化の進行が著しい地域などは、農地の維持管理や日々の交流など、集落の生活機能を維持することが困難な状況がある。また、中心市街地においても商店街活動や自治活動の衰退により、地域の活力が失われる状況が生まれつつある。

このような状況に対応するため、生活に必要な保育や教育、医療等の機能の維持に努めながら、集落の実情に応じた持続可能なしくみにしていくことが求められる。また、地域の資源を掘り起こし、魅力を向上させることで、交流人口の拡大・定住化につなげていくことが必要である。

【持続できる産業の構築と就労機会の拡大】

市民が心豊かに充実した生活を送っていくための基盤として、産業の維持、育成を図ることは大きな課題である。

このため、本市の地理的優位性を活かした産業を維持しながら、先代から受け継いだ地域資源を最大限に活かした産業を育成していくことが必要である。

さらに、女性の就労の促進、子育てや介護を行いながらも働き続けられる環境の整備や、雇用の確保にとどまらず、自ら仕事を興すなど就労の機会の拡大を支援することで定住を促すことが重要である。

【環境の変化に対応した拠点性の確保】

経済のグローバル化や情報通信技術の進展、さらには中国やまなみ街道（中国横断自動車道尾道松江線）の全線開通などの環境の変化は、人・モノなどの新たな流れを生み出し、市民の生活に大きな影響を及ぼしている。

こうした状況の中で、市民の「しあわせ」を追求していくためには、地理的優位性や生産物、人材など本市の資源の特徴を最大限発揮し、産業活動をはじめ、観光、文化、教育などの多方面にわたり、新たな価値を創造していくことで、広域の中の拠点性を維持・向上していく必要がある。

【美しい風土を後代に伝える社会への転換】

本市の豊かな自然環境は、農業をはじめとする産業を支える貴重な財産である。しかし、耕作放棄地や管理ができない山林が増加しており、イノシシやシカ等の個体数が増え、農林業等への被害が増大している。美しい風景や清らかな水源環境を後代に引き継ぐために、農地や森林の適切な管理、環境美化、景観対策などこれまで以上に取り組む必要がある。

また、地球温暖化などの環境問題に対応しつつ、持続可能な地域社会を構築するために、環境に配慮した市民生活や経済活動を推進し、地球環境への負荷が少ない、自然循環・自然共生型社会への実現に向けた取組が求められる。

【防災・減災体制の構築】

近年、大規模な地震災害や局地的豪雨が多発しており、防

災対策の充実が求められている。市民が安全で安心して暮らせるよう、「自助」、「共助」、「公助」それぞれの防災対策の充実とともに、消防団や自主防災組織との連携などにより、効果的な防災対策を図る必要がある。

【厳しい財政見通し等への対応】

地方分権改革の進展，財政状況の深刻化の中で，必要な行政サービスを維持していくためには，協働のまちづくりの取組を一層推進するとともに，自治体としての基盤の強化，行財政運営の効率化，周辺自治体との連携などに取り組む必要がある。

また，これまで整備された道路や橋梁，建物などを適切に保全し，有効活用していくことが重要であり，計画的かつ戦略的な維持管理・更新を進める必要がある。

(1) 社会経済的発展の方向性

激変する社会経済環境の中で，人口減少・少子高齢社会に挑戦し続け，市民のしあわせを実現するためにまちづくりを進めていく。

本市の地理的優位性を活かしながら，広域圏における拠点性を維持・向上させるとともに，身近にあるものに新たな価値や可能性を見出し，時代の変化に対応しつつ，暮らしやすく，持続的に住み営むことのできるまちづくりを行うことが必要である。

(2) 人口及び産業の推移と動向

ア 人口の推移と動向

人口の推移は表 1 - 1 (1)のとおり，昭和35年から平成22年までの50年間で，31.8%に当たる26,425人もの人口が減少している。

世代別では0歳～14歳までの年少人口が昭和35年と比較して，7

0.5%，15歳～29歳までの若年人口が62.5%激減している反面，65歳以上の高齢者人口は増加しており，2.2倍となっている。

人口構成比を見ると，15歳～29歳の若年者比率は，昭和35年には20.6%あったのが，平成22年には11.3%にまで減り，一方で65歳以上の高齢者比率は9.6%から約3倍の31.4%に増加しており，典型的な過疎・少子高齢社会となっている。

人口減少・少子高齢化が進行する中，本市は，平成27年10月に「三次市人口ビジョン」を策定し，将来を展望する上での基本的な考え方・視点と，それを踏まえた方針・目標を提示し，平成42年に人口50,000人を堅持することを掲げている。

表1-1(1) 人口の推移 (国勢調査)

区分	昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	実数		実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 83,030		人 71,708	% △13.6	人 65,561	% △8.6	人 64,190	% △2.1	人 63,582	% △0.9
0歳～14歳	24,918		17,630	△29.2	13,779	△21.8	12,744	△7.5	12,571	△1.4
15歳～64歳	50,123		45,641	△8.9	42,794	△6.2	41,617	△2.8	40,143	△3.5
うち 15歳～ 29歳(a)	17,109		13,722	△19.8	11,966	△12.8	11,091	△7.3	9,052	△18.4
65歳以上 (b)	7,989		8,437	5.6	8,988	6.5	9,828	9.3	10,855	10.4
(a)/総数 若年者比率	% 20.6		% 19.1	-	% 18.3	-	% 17.3	-	% 14.2	-
(b)/総数 高齢者比率	% 9.6		% 11.8	-	% 13.7	-	% 15.3	-	% 17.1	-

区分	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 64,089	% 0.8	人 63,596	% △0.8	人 62,910	% △1.1	人 61,635	% △2.0	人 59,314	% △3.8
0歳～14歳	12,416	△1.2	11,279	△9.2	10,307	△8.6	9,135	△11.4	8,098	△11.4
15歳～64歳	39,566	△1.4	38,508	△2.7	36,604	△4.9	35,079	△4.2	33,457	△4.6
うち 15歳～ 29歳(a)	8,458	△6.6	8,460	0.0	8,718	3.0	8,669	△0.6	7,634	△11.9
65歳以上 (b)	12,096	11.4	13,770	13.8	15,991	16.1	17,419	8.9	17,753	1.9
(a)/総数 若年者比率	% 13.2	-	% 13.3	-	% 13.9	-	% 14.1	-	% 12.9	-
(b)/総数 高齢者比率	% 18.9	-	% 21.7	-	% 25.4	-	% 28.3	-	% 29.9	-

区分	平成22年	
	実数	増減率
総数	56,605	% △4.6
0歳～14歳	7,340	△9.4
15歳～64歳	31,267	△6.5
うち 15歳～ 29歳(a)	6,417	△15.9
65歳以上 (b)	17,789	0.2
(a)/総数 若年者比率	% 11.3	-
(b)/総数 高齢者比率	% 31.4	-

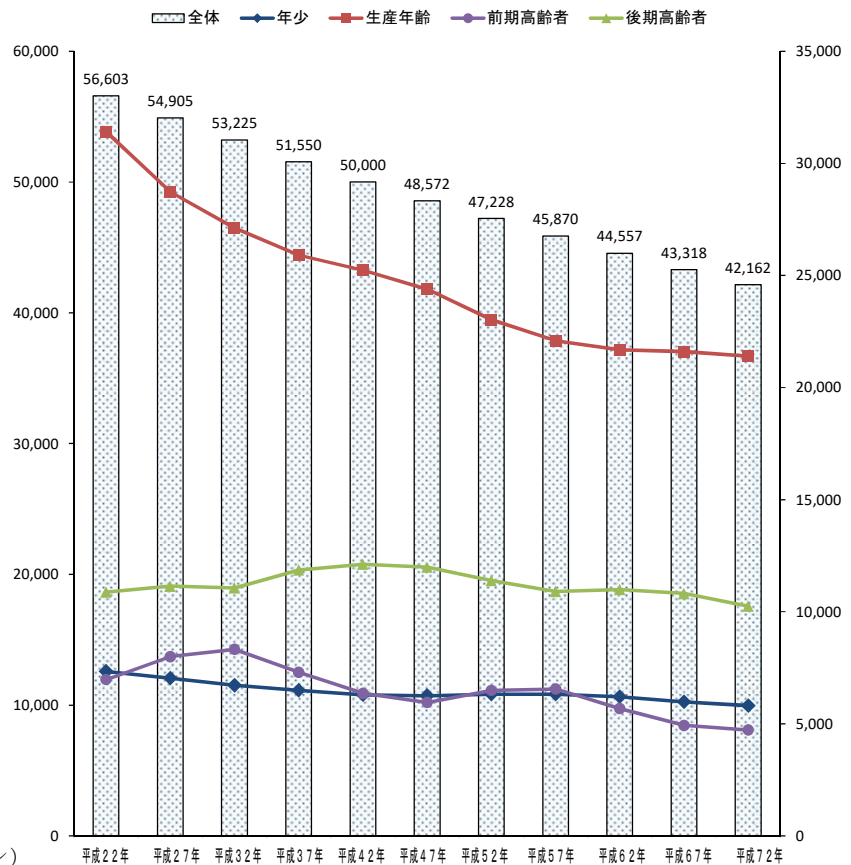
※総数に年齢不詳の数を含んでいるため、各年齢層の合計は必ずしも総数と一致しない。

表1-1(2) 人口の推移 (住民基本台帳)

区分	平成12年3月31日		平成17年3月31日			平成22年3月31日		
	実数	構成比	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総数	人 62,423	-	人 60,603	-	% △ 2.9	人 57,709	-	% △4.8
男	人 29,707	% 47.6	人 28,830	% 47.6	% △ 3.0	人 27,333	% 47.4	% △5.2
女	人 32,716	% 52.4	人 31,773	% 52.4	% △ 2.9	人 30,376	% 52.6	% △4.4

区分		平成26年3月31日			平成27年3月31日		
		実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総数 (外国人住民を除く)		人 55,208	-	% △4.3	人 54,456	-	% △1.4
男 (外国人住民を除く)		人 26,144	% 47.4	% △4.4	人 25,760	% 47.3	% △1.5
女 (外国人住民を除く)		人 29,064	% 52.6	% △4.3	人 28,696	% 52.7	% △1.3
参考	男 (外国人住民)	人 148	% 34.1	-	人 164	% 36.5	10.8
	女 (外国人住民)	人 286	% 65.9	-	人 285	% 63.5	△0.3

表1-1(3) 人口の将来展望



(資料：三次市人口ビジョン)

イ 産業の推移と動向

本市の産業構造を産業別就業者比率で見ると、平成22年の国勢調査では、第1次産業11.8%、第2次産業21.6%、第3次産業59.1%となっており、県全体の比率と比べると、農業を中心とした第1次産業の比率が上回っている。しかし、第1次産業就業者数は年々減少し、平成7年から平成22年までの間で47.0%減少している。

また、第2次産業の比率は平成7年の28.9%から平成22年の21.6%と減少している一方、第3次産業は平成7年の52.2%から平成22年の59.1%へと6.9%増加している。

表1-1(4) 産業別人口の動向 (国勢調査)

区分	昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	実数		実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 43,877		人 38,795	% △11.6	人 38,993	% 0.5	人 36,975	△5.2	人 36,416	% △1.5
第一次産業 就業人口比率	61.6% 27,038		55.0% 21,347	-	46.7% 18,207	-	34.7% 12,828	-	26.6% 9,699	-
第二次産業 就業人口比率	9.8% 4,285		12.1% 4,691	-	18.2% 7,103	-	25.1% 9,267	-	29.1% 10,593	-
第三次産業 就業人口比率	28.6% 12,551		32.9% 12,746	-	35.1% 13,673	-	40.1% 14,842	-	44.2% 16,090	-

区分	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 36,191	% △0.6	人 35,005	% △3.3	人 34,326	% △1.9	人 32,477	% △5.4	人 30,586	% △5.8
第一次産業 就業人口比率	25.1% 9,067	-	20.4% 7,158	-	18.6% 6,375	-	16.0% 5,210	-	15.7% 4,807	-
第二次産業 就業人口比率	29.6% 10,730	-	31.0% 10,839	-	28.9% 9,914	-	28.3% 9,205	-	24.9% 7,614	-
第三次産業 就業人口比率	45.2% 16,348	-	48.4% 16,953	-	52.2% 17,930	-	55.4% 18,000	-	57.7% 17,639	-

区分	平成22年	
	実数	増減率
総数	人 28,494	% △6.8
第一次産業 就業人口比率	11.8% 3,376	-
第二次産業 就業人口比率	21.6% 6,144	-
第三次産業 就業人口比率	59.1% 16,846	-

※総数に分類不能の数を含んでいるため、各産業の合計は必ずしも総数と一致しない。

(3) 行財政の状況

ア 財政の状況

本市の財政規模は、普通会計決算額ベースで、平成25年度歳入総額が437億円、歳出総額が425億円となっている。

これまでの行財政改革の取組により、地方債残高の減少や基金残高の増額など、財政指標に確実な改善が見られるものの、依然として、地方交付税等への依存度が高い状況にある。

引き続き、様々な手法を活用しながら、選択と集中による重点的・計画的な施策の推進や効果的な財政支援制度を活用するとともに、徹底した行財政改革を推進し、健全な財政運営を図る必要がある。

イ 行政組織の状況

本市では、平成17年度から平成26年度までの行財政改革によって、人件費などの経常経費全般の削減、事務事業の改革や組織の簡素化などの行政運営の効率化に取り組んできた。

引き続き、組織・機構の簡素化、職員の適正な定員管理と総人件費の削減などによる行政運営の効率化に取り組む。

ウ 施設整備等の状況

重要な生活基盤である道路や上下水道など基礎的なインフラの整備を推進してきた結果、整備状況は向上している。今後も計画的な整備により、市民の生活水準の維持・向上をはじめ、安心して快適な生活を確保する必要がある。

一方で、公共施設の老朽化対策が必要となっており、公共施設等総合管理計画を策定し、公共施設の保有総量の最適化に向けて、新規整備の抑制と計画的な保全を進める。また、まちづくりに必要な機能と配置を整理し、公共施設全体を俯瞰的に捉えて施設の再配置を検討する。さらに、効果的なサービス提供のための管理主体の変更及び利用が見込めない公共施設や遊休資産の売却に取り組む。

表1-2(1) 市町村財政の状況

(単位:千円)

区 分	平成12年度	平成17年度	平成22年度	平成25年度
歳入総額 A	40,179,125	40,855,533	40,981,263	43,726,220
一般財源	26,914,566	26,262,475	30,046,185	29,138,018
国庫支出金	2,681,085	2,249,000	2,886,688	4,936,692
都道府県支出金	3,532,390	2,526,876	2,389,103	2,347,438
地方債	4,656,700	7,600,600	3,596,400	5,247,200
うち過疎債	1,266,800	2,416,100	1,203,000	2,382,800
その他	2,394,384	2,216,582	2,062,887	2,056,872
歳出総額 B	39,122,135	40,735,227	39,615,353	42,460,230
義務的経費	15,843,161	15,702,476	15,818,440	17,004,737
投資的経費	9,318,401	11,468,883	7,520,630	9,535,745
うち普通建設事業	9,008,447	11,383,273	6,765,768	9,354,407
その他	13,960,573	13,563,868	16,276,283	15,919,748
過疎対策事業費	9,323,201	11,845,132	5,185,213	5,434,556
歳入歳出差引額 C(A-B)	1,056,990	120,306	1,365,910	1,265,990
翌年度へ繰越すべき財源 D	155,125	61,139	154,009	373,372
実質収支 C-D	901,865	59,167	1,211,901	892,618
財政力指数	0.316	0.373	0.350	0.332
公債費負担比率	23.3	26.4	22.7	28.2
実質公債費比率	-	-	14.6	12.6
起債制限比率	11.9	15.5	11.5	10.7
経常収支比率	87.4	96.1	90.1	91.1
将来負担比率	-	-	114.1	49.6
地方債現在高	49,698,237	61,578,170	57,135,739	54,380,913

表1-2(2) 主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和45 年度末	昭和55 年度末	平成2 年度末	平成12 年度末	平成22 年度末	平成25 年度末
市町村道						
改良率(%)	—	18.0	39.3	46.2	49.6	58.7
舗装率(%)	—	35.6	69.3	76.8	77.9	83.1
農道						
延長(m)	—	—	—	—	235,939	235,073
耕地1ha当たり農道延長 (m)	21.9	34.2	34.2	48.4	—	—
林道						
延長(m)	—	—	—	—	262,054	204,882
林野1ha 当たり林道延長 (m)	2.9	6.2	7.2	7.8	—	—
水道普及率(%)	29.6	38.5	51.0	67.0	81.7	86.7
水洗化率(%)	—	—	3.5	50.8	61.6	69.4
人口1,000人当たりの 病院・診療所の病床数(床)	11.0	14.0	20.6	22.0	23.7	24.0

(4) 地域の自立促進の基本方針

本市は、過疎地域が抱える様々な諸問題に対処するため、様々な過疎対策事業を実施し、課題解決に向けて取り組んできた。

しかしながら、若年者を中心とする人口の流出や少子高齢化の進行、地場産業の衰退、持続可能な財政基盤の確立など依然として多くの課題を抱えており、本市を取り巻く状況は一層厳しいものとなっている。

こうした状況の中、今後の過疎対策については、「三次市まち・ゆめ基本条例」に掲げる基本理念に基づき、「第2次三次市総合計画」に掲げるめざすまちの姿「しあわせを実感しながら、住み続けたいまち～中山間地の未来を拓く拠点都市・三次～」の実現に向けて、平成27年10月に策定した「三次市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を踏まえ、諸施策に取り組んでいく。

「第2次三次市総合計画」に掲げるまちづくりの取組の柱は次のとおりである。

ア まちづくりの主役である「ひとづくり」

次世代を担う子どもたちが、夢と希望を抱き、人と人とのつながり、家族や地域とのつながりを大切にし、生まれ育った地域に誇りと愛着をもって成長し、社会を構成する一員として主体的に役割を果たすことのできる「ひとづくり」を進める。

また、様々な学びの機会を提供するとともに、社会の中で、学びの成果を活かすことのできる環境づくり、地域の歴史・伝統・文化を育み、継承するまちづくりを進める。

イ 安全で温かみと安心感のある「くらしづくり」

市民一人ひとりが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域における支え合いの心を育て、住民相互の絆を強めながら、健康づくり、福祉、医療の充実に取り組む。

また、地域における総合的なケア体制や生活支援体制の構

築，持続可能な地域公共交通の確保，防災・安全対策などの取組を通じて，誰もがいきいきと暮らせ，安全で，温かみと安心感のあるまちづくりを進める。

ウ 豊かな市民生活と元気な地域を支える「仕事づくり」

女性の就労を促進するとともに，農林畜産業，商工業など生活の基盤となる産業の振興に取り組み，誰もが働きやすいまちづくりを進める。

また，中国やまなみ街道（中国横断自動車道尾道松江線）の全線開通の効果を活かして，商工業，観光・交流などの振興を図り，多くの市民や観光客でにぎわう，元気のあるまちづくりを進める。

さらに，これらの産業の担い手の育成，就労の支援などを通じて，若い世代が定着し，新たな可能性を創造する定住のまちづくりを進める。

エ 美しい風景を後代に伝える「環境づくり」

豊かな自然は，ふるさと三次の環境を象徴し，市民にうるおいを与える。この貴重な自然を保護，活用しながら，後代に引き継ぐため，自然と共生する資源循環型のまちづくりを進める。

また，計画的な土地利用の推進，都市基盤や生活環境の整備，美しい景観づくりなどの取組を通じて，安心して，快適に暮らせるまち，三次に住みたくなるまちづくりを進める。

オ 参加と行動による，つながる「しくみづくり」

市民と市民，住民自治組織などの地域コミュニティと市民団体やNPOなどの目的型コミュニティ，それら多様な主体と市，それぞれがつながり，協働してまちづくりに取り組むための「しくみづくり」を進める。

また，地方分権改革に伴う基礎自治体としての条件整備に対応

しつつ、協働のまちづくりを進めるとともに、行財政改革に取り組む。

(5) 計画期間

計画期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間とする。

(6) 公共施設等総合管理計画との整合

「三次市公共施設等総合管理計画」は、将来にわたり、市民生活を支える施設サービスを持続的に提供していくために、「質・量・コスト」に関する課題に対応した公共施設等の管理に関する基本方針を定めるものである。

本計画においても、「三次市公共施設等総合管理計画」の考え方を踏まえ、公共施設の将来の更新需要やライフサイクルコストを検証し、施設の質、量、運営コストの最適化や長寿命化に配慮した計画を策定することにより、持続可能な行財政運営を前提にした過疎対策を推進する。

2 産業の振興

(1) 現況と問題点

ア 農業

農家数は、平成27年は4,284戸、農業従事者数は2,967人で、平成12年と比較すると2,295戸減っている。65歳以上の農業従事者人口の割合は64.1%と高齢化が進んでおり、担い手や後継者不足による農地の維持・管理が課題となっている。

主要作物は水稻であり、そのほかアスパラガスや菊、ピオーネ・梨などの収益性の高い作物の振興が図られている。また、三次産農産物を使った加工品・特産品の開発が行われ、トレッタみよしや農産物直売施設などは、新鮮で安全・安心な野菜や特産品を求める消費者などでにぎわいをみせている。今後も6次産業化の推進や農産品のブランド化などの高付加価値化を図るとともに、流通や販売力の強化を進めていく必要がある。

■ 総農家数／農業従事者数

(単位：戸，人，%)

区分	総農家数				平成27年 農業従事者数	平成27年 65歳以上農業従事者人口割合
	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年		
三次市	6,579	5,993	5,129	4,284	2,967	64.1
県全体	82,240	74,032	66,321	56,613	28,145	67.7

※農業従事者数は、販売農家の15歳以上の人数を指す。

(資料：農林業センサス※平成27年は速報値)

■ 経営耕地面積

(単位：ha)

区分	経営耕地面積			
	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
三次市	5,207	4,803	4,053	4,323
県全体	48,231	41,916	37,367	34,047

(資料：農林業センサス※平成27年は速報値)

イ 林業

林業は、木材価格の低迷などにより厳しい局面に立たされ、加えて林業従事者の減少や高齢化により、森林の管理が不足し荒廃が進みつつある。林家数は平成22年では4,987戸と平成12年よりも6.8%減少している。

森林には、水源かん養や洪水予防及び自然環境の保全の役割もあり、生産活動の効率化をはじめ、適正な森林管理を行うため関係団体や林業従事者との連携を強め、担い手の育成や森林の保全、保養の場など公益的機能の増進に努める必要がある。

■ 林家数 (単位：戸)

区分	平成12年	平成17年	平成22年
三次市	5,350	5,202	4,987
県全体	50,455	46,818	44,867

(資料：農林業センサス)

ウ 工業

本市の製造業の事業所数（従業者4人以上）は、平成15年の139事業所から平成26年の90事業所に35.3%減少し、従業者数も4,953人から3,859人と22.1%減少しており、県全体の事業所数24.8%減、従業者数0.1%増と比較して、減少幅が大きくなっている。

製造品出荷額は、平成26年では平成15年から8.3%減少しているが、同時期の県全体では36.8%の増加となっている。

また、従業者一人当たりの出荷額は、平成26年では3,156万4千円であり、県平均4,585万1千円と比較して、68.8%と低い水準にある。

このような中で、立地条件の優位性を活かした企業誘致や雇用機会の確保に努めることが必要である。さらに、近年の厳しい経済情勢や産業構造が変化する中にあることは、地場産業の高度化、多角化による、自立・安定した産業構造の形成が課題となっており、新たな価値の創出に取り組む企業・事業者の支援や人材育成などを推進する必要性が生じている。

■ 工業事業所数／工業従業者数 (単位：件、人)

区分	工業事業所数			工業従業者数		
	平成15年	平成20年	平成26年	平成15年	平成20年	平成26年
三次市	139	106	90	4,953	3,901	3,859
県全体	6,715	6,157	5,047	207,894	220,032	208,035

(資料：工業統計調査)

■製造品出荷額等／工業従業者一人当たり工業出荷額（単位：百万円，千円／人）

区分	製造品出荷額等			工業従業者一人当たり工業出荷額		
	平成15年	平成20年	平成26年	平成15年	平成20年	平成26年
三次市	132,826	124,054	121,804	26,817	31,801	31,564
県全体	6,973,107	10,293,547	9,538,601	33,542	46,782	45,851

（資料：工業統計調査）

エ 商業

本市の商店数・従業者数は、平成26年で694店，4,084人であり，平成14年からは418店（37.6%），1,726人（29.7%）減少している。商品販売額は，平成14年から平成26年では20.9%減少している。従業者1人当たりの商品販売額は，平成26年の本市全体の平均が2,729万7千円であり，同年の県全体平均5,053万3千円の54.0%である。

消費者の購買力の流出や消費ニーズの多様化などから商店街を取り巻く環境は厳しく，加えて，経営者の高齢化，販売力の低下，後継者不足などにより，商店数は減少傾向にある。

そのため，快適で利便性の高い商業環境の整備や経営基盤の強化により，活力のある店づくりと協働を推進し，「地産の食」や「歴史・伝統・文化，景観」など，特色を活かした商店街づくりを進め，地元の商店・商店街の利用促進が必要となっている。

■商店数／従業者数

（単位：店，人）

区分	商店数			従業者数		
	平成14年	平成19年	平成26年	平成14年	平成19年	平成26年
三次市	1,112	960	694	5,810	5,341	4,084
県全体	40,708	35,839	26,273	289,445	262,675	206,917

（資料：商業統計調査）

■年間商品販売額／商業従業者一人当たり商品販売額

（単位：百万円，千円／人）

区分	年間商品販売額			商業従業者一人当たり商品販売額		
	平成14年	平成19年	平成26年	平成14年	平成19年	平成26年
三次市	140,945	132,948	111,479	24,259	24,892	27,297
県全体	12,567,940	11,868,449	10,456,235	43,421	45,183	50,533

（資料：商業統計調査）

オ 観光

本市の入込観光客数は、平成26年では約156万人であり、県全体の3.5%となっている。平成26年の観光消費額は約44億7千5百万円である。主な観光施設としては、「広島三次ワイナリー」や「奥田元宋・小由女美術館」，「みよし運動公園」，「みよしあそびの王国」，「辻村寿三郎人形館」，「君田温泉森の泉」などが挙げられる。

その他，平成27年4月に広島県無形民俗文化財に指定された「三次の鶉飼」をはじめ，高谷山などから眺望できる「霧の海」，尾関山公園などの桜，日本の滝百選に選定されている「常清滝」など，数多くの観光資源がある。

中国やまなみ街道（中国横断自動車道尾道松江線）の全線開通の効果を活かし，本市が持つ美しく懐かしい風景や伝統文化などの魅力向上，観光資源の有効活用により集客力を向上させるとともに，官民一体となった観光推進の組織づくり，情報発信機能の強化を図っていく必要がある。

■観光客数

区分	入込客数（千人）			地元客 （千人）	総数 （千人）	入込客の県内・県外比		観光消費額	
	計	県内	県外			県内	県外	総額 （百万円）	観光客一人当たり 消費額 （円/人）
三次市	1,561	1,254	307	1,195	2,756	80.3%	19.7%	4,475	1,624
県全体	44,441	17,480	26,961	17,369	61,810	39.3%	60.7%	360,979	5,840

（資料：平成26年広島県入込観光客の動向）

(2) その対策

ア 農業

本市の基幹産業である農業を将来にわたって持続するために，全市を挙げた担い手の育成や6次産業化の推進，農産品のブランド化などの高付加価値化を行うとともに，流通や販売力の強化を図る。

また、仕事に対する価値観や人生観への変化に対応しつつ、担い手を確保できるよう、農業に他の仕事を加えた複合的な生活スタイルへの支援などを推進する。

畜産業については、経営基盤を強化するための支援を行い、みよし和牛・酪農の里づくりを推進する。

水産業については、河川環境の保全を図るなど水産資源の安定化を図るとともに、付加価値の高い産品開発などにより特産化を推進する。

イ 林業

林業については、間伐材をはじめとする木材を集約するしくみや適切な森林の整備と森林資源を有効に活用するしくみを構築し、木育をはじめとした、豊かな森林資源を活かしたまちづくりを進める。

ウ 工業

本市が持つ地理的優位性や高速通信基盤が整備されていることなどの強みを活かし、物流拠点や工場、サテライトオフィスなどの誘致を進めるとともに、市内企業の人材確保、新たな分野への挑戦、異業種間の連携・交流などへの支援や促進に取り組む。さらに、キャリア教育やインターンシップなどの充実による人材の確保・育成に取り組み、各種補助・融資制度の活用により地元企業の競争力の向上や経営安定のための支援に努める。

エ 商業

県北地域の中心商業地区として商業集積を図り、市外からの吸引力のある商業拠点を形成することにより、快適で利便性の高い機能の充実を図る。

また、各地域の生活基盤となる商店街の活性化を促すため、空き店舗を活用した新規出店やチャレンジショップの運営支援等を

実施し、活力ある店、にぎわいのある商店街の再生を推進する。

さらに、商工会議所や商工会等関係機関と連携しながら、企業の経営安定化のための経営指導や研修、セミナーや個別相談などを推進する。

オ 観光

中国やまなみ街道（中国横断自動車道尾道松江線）の開通により高まった本市の拠点性と市内のあらゆる観光資源を活かし、魅力を向上させるための取組を推進し、市内外への情報発信を強化していく。

また、「見る・遊ぶ・食べる」などの従来型の観光だけではなく、自然体験・農業体験などの観光と交流が融合したメニューの開発を促進し、さらには、国内外問わず観光客に新たな発見と出会いや、何度でも訪れてみたいと思ってもらえる魅力あるサービスを提供するなど観光客の受入体制を強化していく。

(3) 計画

事業計画（平成28年度～32年度）

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	
1 産業の振興	(1)基盤整備	農業	農業基盤整備促進事業	三次市	
			小規模農業基盤整備事業	三次市	
			農山漁村地域整備事業	三次市	
			県営農村地域防災減災事業	三次市	
		林業	林業専用道東山線 L=1,000 W=3.5	三次市	
			林道東山線 L=330 W=4.0	三次市	
			林業専用道山家線 L=1,500 W=3.5	三次市	
	(4)地場産業の振興	生産施設	植物工場等整備事業	三次市	
	(7)商業	共同利用施設	みらさか商店街コミュニティ広場整備事業	三次市	
	(8)観光又はレク		酒屋地区憩いの森整備事業	三次市	

リエーション	君田健康ふれあい施設(君田温泉森の泉)整備事業	三次市	
	道の駅ゆめランド布野改修事業	三次市	
	川とのふれあい事業	三次市	
	(仮称) みよしあそびの王国室内遊具場整備事業	三次市	
	三次市こどもの室内遊び場整備事業(駐車場整備事業)	三次市	
	品の滝周辺整備事業	三次市	
	高幡観音遊歩道整備事業	三次市	
	女亀山遊歩道整備事業	三次市	
	みよし農村公園芝生広場野外ステージ整備事業	三次市	
	尾関山公園周辺整備事業	三次市	
	奥田元宋・小由女美術館リニューアル事業	三次市	
	(9)過疎地域自立促進特別事業	体験型観光促進事業	三次市
オール三次観光・交流キャンペーン事業		三次市	
観光宿泊者助成支援事業		三次市	
三次版DMO事業		三次市	
振興作物産地化推進支援事業		三次市	
オール三次農産物振興事業		三次市	
新規就農者研修実践農場支援事業		三次市	
認定新規就農者支援事業		三次市	
果樹・花き生産振興支援事業		三次市	
みよし和牛・酪農の里づくり事業		三次市	
中山間地域等直接支払事業		三次市	
農村環境保全事業		三次市	
多面的機能支払事業		三次市	
有害鳥獣駆除対策事業		三次市	
有害鳥獣被害防止柵設置事業		三次市	
地域おこし協力隊(農業協力隊)事業		三次市	
工場等設置奨励事業		三次市	
企業誘致推進事業		三次市	
みよし産業応援事業		三次市	
女性活躍推進プラットフォーム事業		三次市	
職業訓練委託事業		三次市	
小企業経営改善資金利子補給事業		三次市	
リフォーム支援事業		三次市	
がんばる地域・産業施設整備支援事業		三次市	
ウチソトつながるワークショップ事業		三次市	

		公共施設等維持管理事業	三次市	
		過疎地域自立促進基金積立	三次市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

「三次市公共施設等総合管理計画」の考え方を踏まえ、市内全体の施設バランスや地域特性、交通の利便性などを考慮した上で、施設機能の維持や施設運営の効率化を図る。

3 交通通信体系の整備，情報化及び地域間交流の促進

(1) 現況と問題点

ア 道路

高速道路は，中国縦貫自動車道が市の中央部を東西に通過し，広島都市圏や阪神・九州地方へのアクセス道路として広く活用されており，平成26年度の三次 I Cでの自動車入出台数は，年間約161万台となっている。また，中国やまなみ街道（中国横断自動車道尾道松江線）が南北に通る，山陰側への移動時間が大幅に短縮されたほか，中国・四国を結ぶ瀬戸内しまなみ海道（西瀬戸自動車道）との接続により，山陽側への移動時間も大幅に短縮された。平成26年度の三次東 J C T ・ I Cでの自動車入出台数は，約158万台（無料台数を除く。）となっており，新たな物流促進が図られるなど，地域活性化に大きな効果が表れている。

この他の幹線道路については，市街地を中心に陰陽を結ぶ道路交通網が形成されている。特に，広島～三次～松江を結ぶ一般国道54号や広島～三次～米子を結ぶ一般国道183号，尾道～三次～出雲を結ぶ一般国道184号，呉～三次～大田を結ぶ一般国道375号は，圏域の経済・生活・交流の流れを支える交通基盤として，また，高速道路へのアクセス道路として重要な役割を果たしている。骨格道路としての県道の整備を進める一方，市道，農林道の整備については，生活路線として，また，地域間や公共施設を結ぶアクセス道路として，引き続き整備に努める必要がある。さらに，安全な道路環境づくりを進めるため，歩道設置などを進める必要がある。

イ 公共交通機関

公共交通のうち，鉄道については広島～三次～庄原～新見を結ぶ J R 芸備線を中心に，三次～福山を結ぶ J R 福塩線，三次～江津を結ぶ J R 三江線が運行されているが，利用者数は減少傾向にある。

このほか、幹線交通を担う高速バスは、広島市をはじめ松江・米子方面や名古屋、大阪などの主要都市へ運行している。

また、地域間の主要な交通手段である路線バスは、利便性と採算性の確保が命題となっている。

一方、人口減少・少子高齢化が進展する中、「市民バス」や「デマンド型バス」、「公共交通空白地自家用有償運送」、「市民タクシー制度」などの地域内交通については、市民ニーズに応じた公共輸送サービスの維持・活性化の取組が必要である。

ウ 情報化

情報化の進展は、地理的な条件に起因する時間的距離の制約や非効率性などの問題を克服する上での効果が大きく、過疎地域においてこそ大きな役割を果たすものである。

新しい情報化の流れに対応し、利便性の高い生活環境を整えていくため、これまでケーブルテレビを中心とした光ファイバー網による高度情報通信基盤の整備を推進し、地域情報化の向上を図ってきた。

今後とも、市民サービスの向上のため、誰もが簡単に情報を入手でき、情報化の恩恵を受けられるよう、情報通信基盤やICTの維持・向上や利活用を進める必要がある。

(2) その対策

ア 道路

地域の一体的な発展のため、市道・農林道など総合的な道路網の整備を進め、市内相互間や周辺都市間を結び、生活の利便性を高め、交流や物流がスムーズに行き交う道路網の整備を図る。

さらに、歩行者（自転車・電動三輪車などを含む。）の視点に立った歩道・通学路の整備、安全性の向上を図るための冬期の除雪、交通安全施設の整備を推進するとともに、地域に根差した道路美化や清掃活動の取組などを支援する。併せて、生活道路の整

備・支援を行い，安全性と利便性の向上を図る。

イ 公共交通機関

誰もが安心して利用できる生活交通手段として，地域間を結ぶ広域公共交通としてのJR線や路線バスと，行政が運行や支援をし，地域内での日常的な移動を担う地域内公共交通を有機的に体系化し，利便性の高い効率的・効果的な交通システムを構築する。また，地域自らが交通について考え，支えるしくみづくりを進め，持続可能な公共交通の運営をめざす。

併せて，広島空港へのアクセス向上，高速バス路線の充実を図り，交通結節機能の強化を図る。

ウ 情報化

ケーブルテレビなどの情報通信ネットワークの安定稼働により，安定した情報通信基盤を確保し，生活情報を中心に市民ニーズに対応した情報の受発信ができる環境を整備・維持することで，利便性を高め，世代や地域を越えたコミュニケーション社会の実現をめざす。

また，ICTを活用した市内外との人的ネットワークをつくと同時に，地域や学校におけるICTの活用に関する学習の機会の充実を図る。

さらに，携帯電話不感地域の解消に努め，日常の連絡手段，緊急・災害通報手段を確保し，地域間の格差是正をめざす。

(3) 計画

事業計画（平成28年度～32年度）

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 交通通信体系の整備，情報化及び地域間交流の促進	(1)市町村道 道路	三次山家線 (改良舗装) L=1,500 W=5.5~7.0	三次市	
		穴笠畠敷線 (改良舗装) L=1,580 W=5.0	三次市	

栗屋 43 号線 (改良舗装) L=813 W=5.0	三次市	
水谷高八線 (改良舗装) L=490 W=5.0	三次市	
菅田本線 (改良舗装) L=1,630 W=9.25	三次市	
西酒屋仁賀線 (歩道改良舗装) L=1,100 W=2.5	三次市	
松谷馬場線 (改良舗装) L=600 W=4.0	三次市	
十日市 194 号線 (改良舗装) L=600 W=9.25	三次市	
宮森宮田線 (歩道改良舗装) L=950 W=5.0	三次市	
河内 28 号・30 号・31 号線 (改良舗装) L=100 W=4.0	三次市	
下川立子ノ木線・川地 103 号線 (改良舗装) L=590 W=5.0	三次市	
中原下本谷線 (改良舗装) L=600 W=9.25	三次市	
八次 62 号線 (改良舗装) L=300 W=4.0	三次市	
八次 86 号線 (改良舗装) L=350 W=6.0	三次市	
八次 56 号線 (改良舗装) L=208 W=4.0	三次市	
中畦七日市・八次 217 号・酒河 128 号線 (改良舗装) L=1,300 W=6.2	三次市	
西酒屋三高線 (改良舗装) L=720 W=5.0	三次市	
酒河 54 号線 (改良舗装) L=220 W=5.0	三次市	
土居淀田線・和田 2 号・169 号線 (改良舗装) L=700 W=4.0	三次市	
吉原浄法寺線 (改良舗装) L=400 W=5.0	三次市	
八次 222 号線 (新設) L=156 W=6.5	三次市	
中三原東地線 (落石対策) L=150 W=3.4	三次市	
八次 54 号線 (改良舗装) L=120 W=4.0	三次市	
十日市 15 号線 (改良舗装) L=200 W=7.0	三次市	
八次 88 号線 (改良舗装) L=600 W=9.5	三次市	

酒河 81 号線 (改良舗装) L=180 W=4.0	三次市	
酒河 37 号・158 号線 (改良舗装) L=400 W=5.0	三次市	
八次 70 号線 (改良舗装) L=160 W=4.0	三次市	
栗屋 39 号線 (改良舗装) L=730 W=5.0	三次市	
市場下瀬谷線 (落石対策) L=100 W=3.0	三次市	
(仮称) 種鶏場跡地アクセス道路 (新設) L=600 W=9.5	三次市	
馬洗川堤防線 (歩道改良舗装) L=86 W=7.2	三次市	
日の本線 (改良舗装) L=800 W=5.0	三次市	
櫃田 168 号線 (落石対策) L=140 W=3.5	三次市	
東入君 192 号線 (改良舗装) L=100 W=7.0	三次市	
姫ヶ谷線 (改良舗装) L=800 W=5.0	三次市	
二井殿柳田線 (旧: 柳田東線) (改良舗装) L=190 W=5.0	三次市	
石貝線 (改良舗装) L=2,200 W=5.0	三次市	
江谷赤名線 (改良舗装) L=200 W=5.0	三次市	
大山中線 (改良舗装) L=900 W=5.0	三次市	
上安田 283 号線 (改良舗装) L=480 W=5.0	三次市	
下塩野線 (改良舗装) L=270 W=4.0	三次市	
田利線 (改良舗装) L=100 W=5.0	三次市	
板木市日南線 (改良舗装) L=905 W=5.0	三次市	
敷名上板木線 (改良舗装) L=630 W=5.5	三次市	
門出上板木線 (改良舗装) L=330 W=7.0	三次市	
掛上板木線 (改良舗装) L=1,300 W=5.0~7.0	三次市	
宇賀 28 号線 (改良舗装) L=550 W=5.0	三次市	
福田太郎丸線 (改良舗装) L=820 W=5.0	三次市	

橋りょう

梶田郷線 (改良舗装) L=800 W=9.25	三次市	
梶田 49 号線 (改良舗装) L=140 W=4.0	三次市	
下志栗島沖線 (改良舗装) L=100 W=5.0	三次市	
庄里線 (改良舗装) L=770 W=5.0	三次市	
小童 36 号線 (改良舗装) L=730 W=5.0	三次市	
小童 45 号線 (改良舗装) L=500 W=5.0	三次市	
三次島敷線 (鳥居橋) L=214.6 W=5.5	三次市	
田幸 48 号線 (今田橋) L=18.9 W=3.7	三次市	
八石石田線 (神祇橋) L=16.0 W=2.4	三次市	
西酒屋仁賀線 (神杉跨線橋) L=138.0 W=8.8	三次市	
西酒屋仁賀線 (芋面川橋) L=20.2 W=8.7	三次市	
西酒屋仁賀線 (備北大橋) L=159.0 W=7.0	三次市	
下青河本線 (旭橋) L=110.4 W=3.2	三次市	
戸河内山家線 (神之瀬橋) L=74.0 W=5.0	三次市	
本郷大鮎堀線 (大平橋) L=90.1 W=4.0	三次市	
東河内穴笠線 (横路橋) L=97.8 W=5.0	三次市	
河内 59 号線 (穴笠橋) L=100.9 W=4.0	三次市	
来源魚切線 (甲田橋) L=19.8 W=5.7	三次市	
川地 11 号線 (新開橋) L=33.4 W=3.6	三次市	
川地 122 号線 (深川二号橋) L=20.9 W=4.1	三次市	
宗祐線 (宗祐高架橋) L=165.5 W=6.8	三次市	
三若有原線 (金礎橋) L=50.5 W=5.0	三次市	
大坪西川線 (土居橋) L=32.6 W=3.2	三次市	
中原下本谷線 (信平橋) L=17.7 W=6.8	三次市	
田口泉水線 (新二本松橋) L=16.5 W=10.7	三次市	

日光寺線 (日光寺橋) L=20.0 W=8.0	三次市	
酒河93号線 (小似川橋) L=23.4 W=3.6	三次市	
神杉89号線 (神杉89号線一号橋) L=15.7 W=3.7	三次市	
川地24号線 (大船橋) L=49.7 W=2.5	三次市	
川地160号線 (市場橋) L=34.6 W=5.1	三次市	
酒河93号線 (原田橋) L=21.1 W=2.8	三次市	
市場下瀬谷線 (牛浜橋) L=26.1 W=4.0	三次市	
銅亀市場線 (七ツ塚橋) L=16.0 W=3.0	三次市	
川地161号線 (永屋橋) L=22.6 W=5.0	三次市	
三若有原線 (明賀橋) L=49.3 W=5.0	三次市	
三若廻神線 (ヤタ手橋) L=7.1 W=4.5	三次市	
和田55号線 (岩川橋) L=30.7 W=3.2	三次市	
住田丸山線 (七森橋) L=50.1 W=6.0	三次市	
神杉129号線 (神和橋) L=138.8 W=3.5	三次市	
神杉129号線 (下組三号橋) L=40.8 W=3.2	三次市	
神杉81号線 (神杉81号線一号橋) L=21.7 W=3.8	三次市	
川西9号線 (前田橋) L=61.4 W=3.5	三次市	
海田原田幸線 (大滝橋) L=155.0 W=6.6	三次市	
穴笠畠敷線 (熊野橋) L=166.9 W=6.0	三次市	
保田卸子線 (卸子橋) L=41.6 W=2.5	三次市	
藤兼卸子線 (栄橋) L=68.1 W=4.8	三次市	
砂ヶ原陰地線 (西大橋) L=37.1 W=5.6	三次市	
二本谷線 (二本谷橋) L=43.6 W=4.2	三次市	
東入君115号線 (石原橋) L=51.6 W=5.1	三次市	

櫃田 16 号線 (御所ヶ原橋) L=60.9 W=3.6	三次市	
町中線 (万代橋) L=32.3 W=6.0	三次市	
横谷 33 号線 (荒神橋) L=10.9 W=5.5	三次市	
横谷 33 号線 (室橋) L=7.8 W=6.8	三次市	
横谷 37 号線 (天狗橋) L=14.1 W=5.6	三次市	
下布野 62 号線 (河本橋) L=24.4 W=3.7	三次市	
下布野 88 号線 (鈿橋) L=55.4 W=2.5	三次市	
吸谷線 (遊名橋) L=15.0 W=5.0	三次市	
下布野 73 号線 (河戸橋) L=33.6 W=4.0	三次市	
上布野 43 号線 (湯谷橋) L=15.3 W=3.9	三次市	
上布野 42 号線 (幸橋) L=18.3 W=6.0	三次市	
上布野 46 号線 (常盤橋) L=22.4 W=6.6	三次市	
上布野 86 号線 (小原屋橋) L=19.1 W=8.0	三次市	
戸河内 59 号線 (駄渡橋) L=6.3 W=4.5	三次市	
井手平柳原線 (新天神橋) L=45.7 W=8.0	三次市	
下作木 36 号線 (湊新橋) L=27.4 W=7.2	三次市	
下作木 43 号線 (作木橋) L=26.0 W=5.2	三次市	
下作木 59 号線 (撰荷地橋) L=22.8 W=7.0	三次市	
天楽熊見線 (淵見橋) L=24.7 W=6.5	三次市	
天楽熊見線 (紅葉橋) L=15.6 W=5.0	三次市	
後河線 (神香橋) L=11.3 W=4.0	三次市	
雲通 526 号線 (風王橋) L=19.0 W=3.0	三次市	
雲通 542 号線 (橋詰橋) L=11.5 W=3.6	三次市	
敷地 404 号線 (真御堂橋) L=48.1 W=2.0	三次市	
敷地 405 号線 (本郷橋) L=40.0 W=3.0	三次市	

敷地 442 号線 (安田橋) L=11.7 W=1.7	三次市	
桧線 (高橋) L=38.8 W=4.8	三次市	
丸田 523 号線 (正田橋) L=35.8 W=4.8	三次市	
丸田 632 号線 (和田橋) L=27.4 W=4.2	三次市	
雲通線 (諏訪ノ森橋) L=29.7 W=6.2	三次市	
吉舎 137 号線 (城山橋) L=51.0 W=2.0	三次市	
雲通 621 号線 (信木橋) L=20.7 W=3.9	三次市	
安田 642 号線 (おこそ橋) L=38.5 W=6.3	三次市	
安田 665 号線 (角利橋) L=24.0 W=3.9	三次市	
庄里線 (堀越橋) L=30.5 W=6.5	三次市	
庄里線 (正田橋) L=37.0 W=4.1	三次市	
海田原田幸線 (矢井大橋) L=160.0 W=6.5	三次市	
三玉 303 号線 (大木屋橋) L=68.7 W=1.8	三次市	
徳市 535 号線 (下橋) L=20.6 W=3.6	三次市	
徳市 553 号線 (切田橋) L=20.5 W=4.8	三次市	
三良坂岡田線 (浅浦橋) L=63.0 W=6.95	三次市	
三良坂田利線 (大畷橋) L=80.1 W=5.35	三次市	
仁賀灰塚線 (井原大橋) L=157.0 W=4.0	三次市	
仁賀灰塚線 (反谷大橋) L=98.0 W=6.5	三次市	
皆瀬加納線 (清納橋) L=72.2 W=4.1	三次市	
新開鈴鹿線 (鈴鹿橋) L=38.8 W=4.8	三次市	
岡田向江田線 (三和橋) L=105.0 W=5.0	三次市	
段光清線 (佐田原橋) L=45.3 W=4.3	三次市	
仁賀 449 号線 (友永橋) L=34.6 W=4.4	三次市	
三良坂 462 号線 (国光橋側道橋) L=57.0 W=1.5	三次市	
三良坂 462 号線 (国光橋) L=57.0 W=5.5	三次市	

仁賀 457 号線 (計納橋) L=49.7 W=5.2	三次市	
三良坂 161 号線 (小谷橋) L=36.6 W=3.6	三次市	
光登喜原田線 (上壱歩橋) L=15.5 W=3.0	三次市	
岡田新開線 (岡田橋) L=62.1 W=4.8	三次市	
上壱 35 号線 (梶谷橋) L=10.0 W=2.2	三次市	
敷名市八幡原線 (浜田橋) L=36.1 W=4.7	三次市	
敷名市八幡原線 (八日市橋) L=48.6 W=4.0	三次市	
四辻線 (四辻橋) L=21.2 W=7.7	三次市	
門出奥谷線 (奥谷橋) L=19.6 W=11.6	三次市	
向竹線 (向竹橋) L=21.5 W=3.0	三次市	
想田中曾根線 (守意喜橋) L=18.0 W=4.0	三次市	
備尺草木線 (千土木橋) L=17.0 W=4.0	三次市	
山崎線 (新開橋) L=29.7 W=3.7	三次市	
聖地番郷線 (聖橋) L=52.3 W=1.8	三次市	
敷名 56 号線 (上田谷橋) L=12.1 W=1.8	三次市	
敷名 57 号線 (奥谷下橋) L=15.0 W=2.2	三次市	
三ツ又線 (三ツ又橋) L=53.6 W=4.7	三次市	
羽出庭 108 号線 (藤原橋) L=10.0 W=3.5	三次市	
羽出庭 114 号線 (渡屋橋) L=9.0 W=2.8	三次市	
羽出庭 123 号線 (和木橋) L=17.8 W=3.0	三次市	
下板木線 (後谷橋) L=12.9 W=5.2	三次市	
亀丸下成広線 (古市上橋) L=9.5 W=3.5	三次市	
伏越品線 (伏越橋) L=33.9 W=4.1	三次市	
梶田 49 号線 (下志橋) L=16.3 W=3.5	三次市	
西野 262 号線 (平原橋) L=16.6 W=2.3	三次市	

	西野 202 号線 (大垣内橋) L=17.1 W=3.1	三次市	
	梶田 90 号線 (国広橋) L=37.1 W=4.2	三次市	
	橋梁整備事業 L=15.0 未満	三次市	
(2)農道	県営広域営農団地農道整備事業 (備北南部地区, 2期地区)		
(3)林道	県営幹線林道 (比和新庄線) 整備 事業 (君田布野区間)	三次市	
	横谷高暮線 L=7,600 W=5.0	三次市	
	新開線 (新開橋) L=18.6 W=3.8	三次市	
(6)電気通信施設 等情報化のための 施設	通信用鉄 塔施設 有線テレ ビジョン 放送施設	携帯電話等エリア整備事業	三次市
		地域情報化 (CATV等) 事業	三次市
(11)過疎地域自立 促進特別事業	生活交通確保対策事業	三次市	
	道路・橋梁維持管理事業	三次市	
	公共施設等維持管理事業	三次市	
	過疎地域自立促進基金積立	三次市	
(12)その他	県道 和知三次線 (歩道改良舗 装) L=2,800 W=10.5	三次市	
	県道 青河江田川之内線 (改良舗 装) L=1,580 W=5.0~7.0	三次市	
	県道 羽出庭三良坂線 (改良舗 装) L=900 W=9.25	三次市	
	県道 三次インター線 (舗装) L=3,090 W=10.0	三次市	
	県道 糸井塩町線 (改良舗装) L=320 W=9.25	三次市	
	県道 木呂田本郷線 (改良舗装) L=800 W=10.0	三次市	
	県道 大津横谷線 (改良舗装) L=1,400 W=5.0	三次市	
	県道 大津横谷線 (改良舗装) L=110 W=5.0	三次市	
	県道 太郎丸吉舎線 (改良舗装) L=570 W=5.0	三次市	
	県道 梶田三良坂線 (改良舗装) L=1,120 W=7.0	三次市	
	県道 和知三次線 (旭橋) L=141.2 W=6.0	三次市	

	県道 和知三次線 (旭橋歩道橋) L=140.0 W=2.5	三次市	
	県道 和知塩町線 (千歳橋側道橋) L=120.5 W=2.5	三次市	
	県道 青河江田川之内線 (住吉橋) L=21.0 W=7.5	三次市	
	県道 羽出庭三良坂線 (大滝橋) L=7.5 W=4.7	三次市	
	県道 羽出庭三良坂線 (矢野面橋) L=14.0 W=7.0	三次市	
	県道 三良坂停車場線 (柳坪橋) L=9.6 W=16.2	三次市	
	県道 三次インター線 (船所橋) L=157.0 W=4.0	三次市	
	県道 太郎丸吉舎線 (古市橋) L=48.1 W=4.5	三次市	
	県道 太郎丸吉舎線 (銀山橋) L=11.0 W=7.4	三次市	
	県道 梶田三良坂線 (栗島橋) L=15.8 W=4.7	三次市	
	排水路新設改良事業	三次市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

「三次市公共施設等総合管理計画」の考え方を踏まえ、市内全体の施設バランスや地域特性、交通の利便性などを考慮した上で、施設機能の維持や施設運営の効率化を図る。

4 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

ア 上下水道

本市の水道普及率は平成25年度で86.7%であり，県平均の94.2%を下回っている。特に各地域の地形的な差違により，地域格差が生じている。水源の安定取水確保は重要な課題であり，引き続き安定的な確保に努めていく。

また，給水施設や管路施設などの老朽化に伴う計画的な更新を図るとともに，住宅地や公共下水道の整備，企業誘致などによる水需要に対応していく必要がある。

下水道事業は，健康で快適な生活環境の確保や河川などの水質保全を図るため，公共下水道事業などの推進や，小型合併浄化槽の設置補助を行ってきたが，汚水処理人口普及率は平成25年度末で72.9%と県平均の85.0%を大きく下回っている。今後とも整備を推進するとともに，市民の意識啓発を進め，生活環境の向上と地域の貴重な水環境を保全する必要がある。

イ 廃棄物処理

本市の廃棄物は，環境クリーンセンター及び汚泥再生処理センターにおいて適正に処理を行っている。

また，ゴミ分別の啓発活動やレジ袋の有料化など，ゴミの減量とリサイクルを推進しているが，地球規模の環境問題に対応しつつ，持続可能な社会を構築するには更なる取組が必要である。

さらに，増え続けるごみなどの処理に対応するため，埋立処分場の適正な維持管理と延命化を図る必要がある。

ウ 消防・防災・安全

常備消防として，庄原市とともに備北地区消防組合を設置し，消防と救急体制を整えている。

非常備消防については，消防団を組織し，緊密な連携を保ちな

がら、市民の安全で安心な生活環境を維持するため、消防防災体制の整備及び火災予防・消火活動、緊急業務、防災訓練などを実施している。

さらに、市内の19の住民自治組織において、自主防災組織が組織化されるなど、地域の防災意識の高揚も見られている。

近年、大規模な地震災害や局地的な集中豪雨をはじめ、過去に経験のない災害や事故、事件が増加しており、今まで以上に市民の防災・防犯意識の高揚に努めるとともに、消防装備や防火水槽などの施設整備の充実を図る必要がある。さらに、大規模災害発生時の応急対応の確立や自然災害の未然防止を図る治山治水・砂防対策などに取り組んでいく。

また、消費や生活に関わる犯罪から高齢者など社会的弱者を守るため、地域ぐるみでの見守りを進めるとともに、「振り込め詐欺」などの被害防止対策、通学路での子どもの安全対策などを推進し、犯罪に強いまちづくりに努める必要がある。併せて、高齢化に伴い、高齢者などが関係する交通事故に対応するため、交通安全教育の徹底や交通安全施設の整備を図る必要がある。

エ 公営住宅等

公営住宅等市有住宅については、旧独立行政法人雇用・能力開発機構から雇用促進住宅の譲渡を受けるなど、必要な住宅数の確保に努めてきた。一方、老朽化や居住環境の悪化が著しい公営住宅の改善を図るため、改築・改修などを計画的に進める必要がある。

また、若年層を中心としたU I Jターン、近隣からの流入の受け皿として、住宅の改修や、宅地の供給及び福祉施策と連携した住宅の確保などが求められている。

オ その他

「三次市環境基本計画」に基づき、地球温暖化や酸性雨など地

球規模での環境の変化が問題となっているが、環境問題を解決するためには、市民、行政、各種団体が一体となって取り組むことが重要であり、二酸化炭素排出量の削減など環境負荷軽減に向けて、より一層の取組が求められている。

(2) その対策

ア 上下水道

上下水道については、限られた財源を有効に活用するため、地域の状況に即した整備を図る。

上水道は、限りある水資源を大切にし、安全で良質な水を安定的に供給し、渇水、災害時の飲料水の確保のため、長期的視点に立った施設整備や水道事業などを進める。上水道の給水区域の拡張や飲料水施設補助事業を行い、未給水区域の解消に努める。さらに簡易水道事業及び飲料水供給施設の統合などを進め、経営の健全化を図る。

また、漏水調査や老朽配水管の改良整備を計画的に進め、有収率の向上を図るとともに、節水の啓発、河川の水質汚濁防止など市民の意識の高揚に努める。

下水道は、公共下水道事業、農業集落排水事業及び小型浄化槽設置整備補助事業などを計画的に進めるほか、適正な放流水質の管理に努め、処理施設の適正な維持管理を図る。一方で、市民の汚水処理に対する理解を深め、生活排水を含めた汚水処理の普及、推進を図る。

また、今後、料金等の適正化の検討を行い、上下水道とも安定した事業運営に努める。

イ 廃棄物処理

し尿及び浄化槽汚泥については、計画的な収集と安定した処理を進める。また、発生した汚泥の再資源化を図り、循環型社会の形成を推進する。

ごみ処理については、収集体制の充実と集積所の整備に取り組み、適正処理のため分別収集の徹底に向けた啓発活動を推進する。同時に、ごみの減量化、再資源化を推進し、排出量の削減を図る。また、処理施設の適正な維持管理に努め、延命化を図る。

産業廃棄物については、県と連携して排出事業者に対し、適正な処理と排出量の抑制及び減量化を積極的に働きかけていく。さらに、不適正処分や不法投棄の防止を推進する。

ウ 消防・防災・安全

消防の分野では、備北地区消防組合において、隊員の資質の向上を図るとともに、装備の近代化や高度化に努め、市内全域の消防・救急・救助体制の充実・強化を図る。

非常備消防については、地域消防・水防の担い手として活動する消防団の組織強化と併せ、非常時における自主防災体制の確立を進め、消防防災施設の整備を計画的に行う。

防災・安全の分野では、危機管理体制を一層強化するため、自主防災組織などの育成・強化を図り、市民の防災意識の高揚に向けた取組を進めるとともに、多様な防災情報伝達手段を確保し、地域の安全・安心に関わる情報の迅速な伝達体制の確立を図る。

また、自然災害の未然防止を図るため、河川の整備、治山・砂防施設の整備、急傾斜地崩壊防止施設の整備などの対策を推進する。

犯罪に強いまちづくりを推進するために、警察などの関係機関と連携し、犯罪・事故などに関する情報提供や地域の自主防犯活動への支援を行うことを通じて、市民の防犯意識の高揚、地域ぐるみでの助け合いや見守りの促進、地域での自主防犯体制の確立に努める。

また、高齢者などが関係する交通事故を減少させるために、街頭での交通安全啓発活動の推進や各世代に応じた交通安全教育の実施、交通安全施設の整備を図る。

エ 公営住宅等

公営住宅等市有住宅については、老朽化や居住環境の悪化が著しい既設の公営住宅を計画的に改築・改修し、居住水準の向上に努める。

また、廉価で良質な住宅や宅地を提供するとともに、定住者のニーズに応じた住宅の整備、公園や広場などの生活基盤の整備により、便利で魅力ある生活の場づくりを進めて、定住の促進を図る。

オ その他

地球温暖化対策として、再生可能エネルギー設備の普及促進、公共施設への省エネルギー設備の導入による二酸化炭素の排出削減と市民の環境問題への意識啓発を進め、市民や行政、各種団体が一体となった環境負荷軽減に向けた事業を進めて、低炭素型社会の実現をめざす。

(3) 計画

事業計画（平成28年度～32年度）

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 生活環境の整備	(1)水道施設 簡易水道	簡易水道施設整備事業	三次市	
		簡易水道施設整備事業（配水管移設）	三次市	
		簡易水道施設整備事業（公共下水道負担金）	三次市	
		簡易水道施設整備事業（老朽管更新）	三次市	
		簡易水道施設整備事業（簡易水道施設リニューアル）	三次市	
	(2)下水処理施設 公共下水道	公共下水道事業	三次市	
		公共下水道事業（道路陥没空洞等対策事業）	三次市	
		公共下水道事業（ストックマネジメント）	三次市	
		特定環境保全公共下水道事業	三次市	

農村集落排水施設	特定環境保全公共下水道事業（ストックマネジメント）	三次市		
	農業集落排水事業	三次市		
	農業集落排水事業（ストックマネジメント）	三次市		
	その他	小型浄化槽設置整備補助事業	三次市	
(3)廃棄物処理施設	ごみ処理施設	一般廃棄物処理施設整備事業	三次市	
		下荒瀬最終処分場整備事業	三次市	
(5)消防施設	防火水槽整備事業	三次市		
	消防ポンプ積載車等整備事業	三次市		
	消防格納庫整備事業	三次市		
	消火栓整備事業	三次市		
	消防車両等整備事業（負担金）	備北地区消防組合		
	消防施設等整備事業（負担金）	備北地区消防組合		
(7)過疎地域自立促進特別事業	消防団装備品強化事業	三次市		
	自主防災組織等整備事業	三次市		
	住宅用太陽光発電システム等設置補助事業	三次市		
	街角ECOステーション事業	三次市		
	電力監視装置設置「見える化」事業	三次市		
	飲料水施設補助事業	三次市		
	公共下水道事業（ストックマネジメント）	三次市		
	特定環境保全公共下水道事業（ストックマネジメント）	三次市		
	農業集落排水事業（ストックマネジメント）	三次市		
	公共施設等維持管理事業	三次市		
	廃棄物処理事業	三次市		
	過疎地域自立促進基金積立	三次市		
	(8)その他	小規模崩壊地復旧事業	三次市	
老朽危険建物除去促進事業		三次市		
地籍調査事業		三次市		

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

「三次市公共施設等総合管理計画」の考え方を踏まえ、市内全体の施設バランスや地域特性、交通の利便性などを考慮した上で、施設機能の維持や施設運営の効率化を図る。

5 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

ア 高齢者福祉

急速な高齢化の進展により，本市においても高齢者の人口割合は，平成28年1月には33.9%に達しており，高齢者のひとり暮らしや高齢者のみの世帯の増加，寝たきり，認知症，虚弱など援護を必要とする高齢者の増加も見られる。

本市は，「三次市第7期高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画」に基づき，すべての高齢者が敬愛されるとともに，地域での活躍の場をもち，また，介護が必要となったときにおいても，住み慣れた家庭や地域の中で尊厳を保ちながら安心して暮らし続けられることができるよう，総合的な施策を推進している。引き続き，「いきいき健康日本一のまち」の実現に向けて注力する必要がある。

イ 子育て支援

核家族化，就労形態の変化，地域社会の人間関係の希薄化など家庭や社会環境が変化する中，本市では，合計特殊出生率が1.85（平成20年～24年ベイズ推定値）と，県数値を上回っているものの，年少人口は年々減少しており，少子化が進行している。

次世代の担い手である子どもが心身ともに健やかに育つため，養育機能や支援体制の充実など家庭や地域社会が一体となって，安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを推進する必要がある。

ウ 障害者福祉

本市は，「三次市障害者計画（第2期障害者福祉計画・第4期障害福祉計画）」を策定し，障害のある人，一人ひとりが地域の一員として尊重され，自己選択と自己決定のもとに安心して自分らしく自立した生活を送ることのできる地域社会の実現をめざし

た取組を進めている。

障害の有無にかかわらず，ともに支え合い暮らすことができるまちをめざし，連帯感のある地域社会づくりと就業機会や交流の場の確保などを図っていく必要がある。

(2) その対策

ア 高齢者福祉

(7) 地域包括ケアの推進

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには，それぞれの地域において，保健・医療・介護・住まい・生活支援などのサービスが切れ目なく提供される地域包括ケアシステムの構築が必要である。

個々の生活の状況や価値観により，多様化・複雑化するニーズに対し，保健・医療・介護などの専門職の協働による支援，生活のための地域資源の活用，地域での「自助」，「互助」，「共助」，「公助」の役割が，連携して機能する支援体制の構築を推進する。

(8) 在宅福祉を中心としたサービスの充実

誰もが住み慣れた地域において，いつまでも健康でいきいきと安心して暮らせるよう，地域包括ケアシステムを確立するとともに，生活の場である居住環境の整備を重視し，一人ひとりに合った適切な介護サービスや質の高い医療サービス，そして日常的な見守り支援など，これまでの生活の継続を基本とした在宅生活が送れるよう，介護・医療などの専門職やボランティア・地域住民などによる支援体制の充実を図る。

そのため，介護と医療の連携を強化するとともに，交通対策などの地域課題にも配慮しながら総合的なサービスの充実を進めていく。さらに，地域実態に応じて，市民と一体となった地域包括ケア体制づくりを推進する。

多様化する介護ニーズに対して相談体制の充実や介護職員など専門職の人材育成など在宅介護サービスの体制強化をはじめ、福祉施設のネットワーク化や市民ニーズに対応した施設の整備、介護サービスの質の向上に努める。

また、介護環境においても、利用者の身体状況に応じた入所施設の整備や、施設から在宅へ移る場合の対応として在宅で生活できる環境づくりを推進する。介護に当たる家族の負担軽減を図り、高齢者、家族、地域などを視野に入れた地域福祉の観点から、介護・福祉サービスの提供を行う。

さらに、認知症及び軽度の認知機能の低下が見られる高齢者の増加が見込まれる中、国が策定した「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」を基に、地域特性に応じた取組を推進し、認知症の正しい理解の推進、早期発見・早期対応体制の整備等、認知症になっても安心して住み慣れた地域で暮らせるよう取り組む。

(ハ) 高齢者の安心確保と活躍の場づくりの推進

高齢者が自分の能力を活かし、地域社会に積極的に参加することは、より自分らしく生きがいのある充実した人生を送ることにつながる。

社会参加、社会貢献、就労、生きがいづくり、健康づくりなどの活動を社会全体の取組として積極的に推進し、在宅で多様なサービスを使いながら、できる限り住み慣れた地域で尊厳ある生活ができるような環境整備を図る。また、行政、関係機関、団体などが連携して高齢者の虐待防止と権利擁護に取り組み、市民の誰もが高齢者を敬い、尊重することができる地域を構築する。

イ 子育て支援

「三次市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子どもや子

育てへの支援の質・量の充実とともに、家庭や学校、地域、職域、その他あらゆる分野の構成員が、支援の重要性に関心・理解を深めながらそれぞれの役割を果たし、すべての子どもが健やかに成長できる社会の実現をめざす。

また、乳幼児健診や保育等の充実、総合的、継続的な発達支援体制の確立、放課後などの居場所づくりなど、一人ひとりの育ちを大切にす環境づくりを推進する。

子育てしやすい家庭環境づくりなど、妊娠・出産・子育てにかかる負担の軽減や保護者の就労形態の多様化に対応した保育サービスの提供などを推進する。

また、子どもの貧困問題に対処するためにも、子育てを地域で支え合い、子どもたちが健全に育つ環境づくりを進める。

ウ 障害者福祉

(7) 広報・啓発活動の推進

ノーマライゼーションに関する知識や人権意識の高揚を図るとともに、障害に対する理解と認識が深められるよう啓発活動を推進し、心のバリアフリー化をめざす。また、社会福祉協議会や障害者団体などと協働し、地域交流事業を展開し、障害者の社会参加や交流ができる場の拡大を図る。

(4) 保健・医療・福祉の生活支援施策の推進

保健・医療・福祉の連携により障害者のニーズに適したサービスが提供できる体制を整備するとともに、障害福祉サービスなどの利用者負担の軽減などを図り、社会的自立を促進する。さらに、相談支援体制を充実させ、安心して生活ができる環境を整備するとともに、社会経済活動に参加し、自立した生活を送ることができるよう、就業の場、雇用機会の確保に努める。

(7) 障害児の保育・教育の充実

発達の課題や障害を早期に発見することにより、適切な時期に発達支援を行うことで、子どもの健やかな成長を促し、保健医療・福祉と教育の連携により、成長過程の各段階に応じた療育体制の充実を図る。

(3) 計画

事業計画（平成28年度～32年度）

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(1)高齢者福祉施設 その他	健康増進施設整備事業	三次市	
		田幸健康増進施設整備事業	三次市	
		高齢者福祉施設整備事業	三次市	
		三次市福祉保健センター等駐車場整備事業	三次市	
		三次市福祉保健センター改修事業	三次市	
	(3)児童福祉施設 保育所	神杉保育所整備事業	三次市	
		保育所改修等事業	三次市	
		0歳児保育室等改修事業	三次市	
		小規模保育事業所施設整備事業	三次市	
		保育所大型遊具整備事業	三次市	
	(8)過疎地域自立促進特別事業	いきいき健康日本一のまち事業	三次市	
		認知症予防事業	三次市	
		妊産婦健診助成事業	三次市	
		こども発達支援センター運営事業	三次市	
		不妊治療費助成事業	三次市	
		保育利用料多子軽減事業	三次市	
		保育所入所枠拡充事業	三次市	
		こども医療費助成事業	三次市	
		地域子育て支援センター運営事業	三次市	
		病児・病後児保育事業	三次市	
		ひとり親家庭等自立応援プロジェクト事業	三次市	
		子育てサポート事業	三次市	
		放課後児童健全育成事業	三次市	
		障害者福祉タクシー等利用助成事業	三次市	
		生活困窮者自立支援事業	三次市	
		公共施設等維持管理事業	三次市	
		過疎地域自立促進基金積立	三次市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

「三次市公共施設等総合管理計画」の考え方を踏まえ、市内全体の施設バランスや地域特性、交通の利便性を考慮した上で、施設機能の維持や施設運営の効率化を図る。

6 医療の確保

(1) 現況と問題点

ア 医療施設

本市の医療施設については、平成27年12月1日現在で、病院が5施設、診療所が75施設あり、あわせて1,326病床を有している。

市立三次中央病院（病床数350床、診療科目21科）は、基幹病院としての役割を果たし、その他の主な医療施設としては、三次地区医療センター（病床数150床）、老人保健施設4か所などがある。

全国的な医師不足や地域偏在など、地域医療を取り巻く環境が深刻化する中、医療需要の増大、複雑・多様化に対応し、誰もが生涯を通じて適切な医療サービスを受けられるよう、医療機関が相互に連携しながら、地域医療の向上に努める必要がある。

また、市立三次中央病院は、県北地域における中核病院として、高度で良質な医療の提供と救急医療体制の充実が求められている。そのため、医療機器の老朽化への対応や高度医療に対応した施設や人材などの充実が必要であり、さらには、長寿社会を迎え高齢者などの健康管理が重要となることから、安心して暮らせるまちづくりをめざし、疾病の早期発見など、保健と連携した予防医療や地域医療体制の充実が求められている。

イ 保健医療活動の推進

食生活の変化や運動不足などライフスタイルの変化に伴い、病気全体に占める「生活習慣病」の割合が増加し、「がん」、「心臓病」、「脳血管疾患」など「生活習慣病」に起因した疾病が、死亡原因として多くを占めている。このような状況から、生活習慣を見直し、病気になることを予防する「一次予防」を重視した健康づくりを進め、住み慣れた地域でいつまでも健康で暮らせるような取組の推進が必要となっている。

(2) その対策

ア 医療施設

市立三次中央病院においては、急性期医療を担う基幹病院として、また、備北二次保健医療圏、さらには県境を越えた広域医療圏を支える中核病院として、高度で質の高い医療サービスを提供するため、医療機器の充実や大学などとの連携による医療スタッフの充実に努めていく。

また、医療機関の相互連携を強化しつつ、県北地域で医療が完結できるように、総合的な保健・医療・福祉が連携した地域包括ケアシステムの確立や平成26年4月に開設した休日夜間急患センターを中心とする休日、夜間の診療体制を含めた救急医療体制の充実に図る。

併せて、居住する地域で、安心して適切な医療サービスが受けられるよう、地域医療体制の充実に図る。

イ 保健医療活動の推進

「第2次三次市健康増進計画」に基づき、「いきいき健康日本一のまち」をめざして、健康に関する意識の啓発をはじめ、生活習慣病予防のための特定健康診査・特定保健指導や総合健康診査、がん検診の内容を充実させるとともに、受診率の向上を図る。また、関係機関と連携し、各種検診や健康教育、健康相談などの保健事業を実施するなど、高齢者などの疾病の早期発見・早期治療を推進するとともに、疾病予防や自己管理、食生活の改善、心の健康づくりなど、市民一人ひとりの健康づくりをサポートする。

さらに、病気や障害の有無にかかわらず、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、保健・医療・福祉の連携と地域の支え合いによる地域包括ケアシステムの確立を図る。

(3) 計画

事業計画（平成28年度～32年度）

自立促進施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考	
5 医療の確 保	(1)診療施設 病院	病院施設整備事業	三次市		
		病院医療機器等整備事業	三次市		
		診療所	診療所施設整備事業	三次市	
			診療所機器等整備事業	三次市	
	(3)過疎地域自立 促進特別事業	がん検診事業	三次市		
		がん検診費用助成事業	三次市		
		休日夜間急患センター運営事業	三次市		
		公共施設等維持管理事業	三次市		
		過疎地域自立促進基金積立	三次市		

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

「三次市公共施設等総合管理計画」の考え方を踏まえ、市内全体の施設バランスや地域特性、交通の利便性などを考慮した上で、施設機能の維持や施設運営の効率化を図る。

7 教育の振興

(1) 現況と問題点

ア 学校教育

平成27年度の学校基本調査によると、本市の小学校は22校で児童数2,810人、中学校は12校で生徒数1,405人であり、平成22年と比べると児童数は256人減少、生徒数は107人減少しており、今後、少子化の影響により、児童・生徒数は減少傾向が続くと予想される。

また、不登校児童・生徒数は平成22年度から平成26年度にかけて34.1%、暴力行為の件数は75.0%減少するなど、全体的には大きく改善されてきているものの、個別には課題を抱えており、学校・家庭・地域社会の連携の強化や教師の指導力の向上、指導体制の確立などによる心を大切にした教育の更なる充実が求められている。

さらに、防災機能の強化やより良い教育環境の充実を図るために、学校施設・設備などのハード面を整備する必要がある。

イ 社会教育

価値観の多様化や余暇時間の増加に伴い、各種講座や自主的なサークル活動などの社会教育活動が展開されており、こうした活動は、地域活動や人づくりなどまちづくりに大きな役割を果たしている。

市民一人ひとりが充実した人生を送るため、生涯にわたって学び続けることができる機会と環境の充実が求められている。そうした個人の学びがまちづくりや地域での活動に活かすことができるしくみを整える必要がある。

また、住民自治活動やまちづくり活動を通して、社会活動への参画を促すとともに、多様な学習ニーズに対応した学習活動を自ら企画できる指導者などの養成・確保を図る必要がある。

スポーツ・レクリエーションについては、健康増進や体力の向

上、精神のリフレッシュなどの効果があり、みよし運動公園などを会場として、各種のスポーツ・レクリエーション大会などを開催するなど、その普及・振興を図ってきた。近年、スポーツ・レクリエーションへの関心がますます高まっており、年齢を問わず、市民誰もが気軽にスポーツ等を楽しめる環境整備が必要となっている。

(2) その対策

ア 学校教育

① 教育内容の充実

「みよし教育ビジョン」や「三次市教育大綱」に基づき、次世代を担う子どもたちが自ら夢を持ち、その実現に向けて学び続けながら、他者と協働して社会に参画・貢献していけるよう取組を進める。

そのためには、すべての子どもたちの確かな学力の向上をめざし、基礎学力・基礎体力の定着と向上を図るとともに、学校支援員による特別な配慮が必要な児童・生徒への学習支援を強化し、一人ひとりの子どものニーズに応じた教育の充実を図る。

また、自分の夢に向かって学ぶ意志を持つ子どもが、家庭環境、経済状況などにかかわらず、高等教育を受けることのできる取組を進める。

併せて、全中学校区において小中一貫教育を推進し、学校、家庭、地域が協働して地域の将来を担う子どもを育成する。

さらに、グローバル化する世界で活躍できる人材を育成するため、小中学校外国語教育を推進するとともに、ICT（情報通信技術）を活用した教育を行い、高度情報化社会に対応できる子どもの育成をめざす。

いじめや不登校の解消に向けては、道徳教育などの充実を図るとともに、関係機関と連携を図りながら取組を進める。

また、ふるさと三次に愛着を持ち、地域貢献への意識が高め

られるような学習の展開を図る。

(4) 施設環境の整備・活用

老朽化対策や防災機能強化対策，バリアフリー化を計画的に進めるとともに，情報通信基盤の整備，教育機器の整備などにより，安全で機能的な教育環境の充実を図る。

併せて，児童・生徒の学習環境の充実を図るための対策を行う。

イ 社会教育

(7) 生涯学習の充実

市民一人ひとりの学びを支援するため，家庭，地域，行政が連携して，多様な講座の開催など生涯学習の機会を充実させる。特に，地域において，市民の学習ニーズを的確に捉え，企画・コーディネートできる生涯学習の指導者を確保・育成する。

(4) スポーツ活動の推進

「スポーツのまちみよし」をめざし，市民全体のスポーツへの参加のきっかけづくりとなるイベントを開催するなど，市民一人ひとりが気軽にスポーツに親しむことができる環境を整備し，指導者や活動団体・ボランティアの育成を行いながら，幅広いスポーツ活動の推進を図る。

さらに，子どもたちがスポーツに親しみ，個々の才能を伸ばすことができるよう，プロスポーツの試合観戦やトップアスリートによるスポーツ教室などの機会を拡充し，スポーツで感動を味わい，夢を持って育つ環境づくりに取り組む。

また，市民誰もがスポーツ活動に親しめる環境や交流人口の拡大による地域活性化につなげていくため，引き続き施設の整備等を行うとともに，各種団体と連携し，2020東京オリンピック・パラリンピック事前合宿誘致事業をはじめ，各種スポーツ

の全国大会やプロスポーツの試合又は教室の開催・誘致を推進する。

- (7) 社会教育施設やスポーツ施設の有効活用と管理運営の効率化
 社会教育施設やスポーツ施設などの有効活用を図るため、市民の利用を促進するとともに、効果的・効率的な管理運営と環境の整備を行う。

- (8) 男女共同参画・平和・人権

男女共同参画社会の実現に向け、家庭と仕事が両立できる環境づくり、まちづくりへの女性参画など実践につながるひとつづくり、安心づくりに取り組む。

「平和ですべての人の人権が尊重される社会」の実現に向けて、平和の継承、人権尊重の普及・啓発に取り組む。

(3) 計画

事業計画（平成28年度～32年度）

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	
6 教育の振興	(1)学校教育関連施設	校舎	小中学校老朽化対策事業	三次市	
			小中学校学習環境整備事業	三次市	
		屋内運動場	屋内運動場天井等落下防止対策事業	三次市	
			屋外運動場	学校周辺整備事業	三次市
		水泳プール	学校プール整備事業	三次市	
		寄宿舎	甲奴中学校寄宿舎整備事業	三次市	
		スクールバス・ボート	スクールバス整備事業	三次市	
		給食施設	給食配送車整備事業	三次市	

(3)集会施設, 体育施設等	集会施設	(仮称) 三次町地域集会所整備事業	三次市	
		(仮称) 十日市こども集会所整備事業	三次市	
		(仮称) 神杉こども集会所整備事業	三次市	
		(仮称) 甲奴こども集会所整備事業	三次市	
		(仮称) 八次こども集会所整備事業	三次市	
		みよしまちづくりセンター改修事業	三次市	
		三次コミュニティセンター駐車場拡張事業	三次市	
		八次コミュニティセンター移転事業	三次市	
		三良坂コミュニティセンター駐車場整備事業	三次市	
		三次市生涯学習センター耐震等改修事業	三次市	
		布野生涯学習センター改修事業	三次市	
	体育施設	みよし運動公園整備事業	三次市	
		十日市水泳プール改修事業	三次市	
		作木水泳プール改修事業	三次市	
		三和水泳プール改修事業	三次市	
		甲奴水泳プール改修事業	三次市	
		東入君水泳プール改修事業	三次市	
		図書館 その他	三次市立図書館改修事業	三次市
	川西郷の駅整備支援事業		三次市	
	若宮公園トイレ整備事業		三次市	
	王子公園整備事業		三次市	
	(4)過疎地域自立 促進特別事業	放課後子ども教室推進事業	三次市	
		小中学校外国語教育推進事業	三次市	
		学校支援員(教員)配置事業	三次市	
		特別支援教育推進事業	三次市	
		学力ぐんぐん事業	三次市	
		わくわく体験活動推進事業	三次市	
子ども夢・未来塾		三次市		
特色ある学校づくり創造事業		三次市		
いじめ防止・不登校対策推進事業		三次市		
学びの支援活動推進事業		三次市		
学校ICT整備事業		三次市		
スクール便運行事業		三次市		
給食調理等業務民間委託		三次市		
東京オリンピック・パラリンピック事前合宿誘致事業		三次市		
公共施設等維持管理事業		三次市		

		過疎地域自立促進基金積立	三次市	
	(5)その他	みらさか学園体験広場等整備事業	三次市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

「三次市公共施設等総合管理計画」の考え方を踏まえ、市内全体の施設バランスや地域特性，交通の利便性などを考慮した上で，施設機能の維持や施設運営の効率化を図る。

8 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

本市には、地域の歴史に根ざした史跡、文化財など貴重な財産が存在している。また、各地域で長年にわたり受け継がれてきた伝統芸能などは、地域の活力の源となっている。

これらの財産の保存と継承のため、後継者の育成をはじめ、日常生活や学校教育などで受け継ぐしくみづくりが求められている。

さらに、芸術・文化の創造志向の高まりにより、各種文化団体の育成・支援、様々な芸術文化事業の展開が求められている。市民生活に密着した文化活動や交流活動をより一層促進し、多様なニーズに応える環境づくりを進め、個性ある地域文化を創造する必要がある。

(2) その対策

文化財の調査・指定、保存・データベース化の推進や保存展示のための環境整備、伝統芸能などを受け継ぐ後継者の育成や伝統文化への理解を深める取組を通じて、地域の誇りである伝統文化や歴史の継承を図る。また、様々な歴史的遺産や伝統文化などの資源を、観光や交流資源として活用する。

三次市民ホールきりりや奥田元宋・小由女美術館をはじめ市内の芸術・文化施設を活用し、互いに連携を図りながら、優れた芸術に親しむ機会や文化活動の場を提供するとともに、親しまれる施設づくりを進める。

さらに、市民の創作活動や活動成果が発表できる場の提供に努めるとともに、質の高い芸術・文化に触れることにより、市民の豊かな感性を育み、魅力ある文化風土の醸成に努める。

(3) 計画

事業計画（平成28年度～32年度）

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 地域文化の振興等	(1)地域文化振興施設等 地域文化振興施設	みわ文化センター整備事業	三次市	
		吉舎町文化施設事業	三次市	
		文化・文化財施設案内看板設置事業	三次市	
		三次地区拠点整備事業	三次市	
		美術館あーとあい・きさ改修事業	三次市	
	(2)過疎地域自立促進特別事業	三次市民ホール自主事業支援事業	三次市	
		三次まちごとまるごと博物館事業	三次市	
		三次地区拠点整備事業	三次市	
		町家再生創造拠点化事業	三次市	
		公共施設等維持管理事業	三次市	
		過疎地域自立促進基金積立	三次市	
	(3)その他	三次町歴史的地区環境整備事業	三次市	
		三次町小路美装化事業	三次市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

「三次市公共施設等総合管理計画」の考え方を踏まえ，市内全体の施設バランスや地域特性，交通の利便性などを考慮した上で，施設機能の維持や施設運営の効率化を図る。

9 集落の整備

(1) 現況と問題点

過疎化や少子高齢化の進展により、相互扶助などの集落機能が低下している地域が増えつつある。さらに、一部の山間集落では、地域の農林業生産や地域活動を担う後継者などの人材不足により、農地や山林の荒廃が進み、集落の活力の衰退にとどまらず、集落の消滅さえも危惧されている。

一方で、市民と行政の協働関係が求められる中で、市民が主体的に自らの地域を創造していく意識が高まっている。各地域においては、地域住民が主体となり集落の課題を克服し、コミュニティの再構築と発展を期すための住民自治組織が結成されている。これらの住民自治組織においては、市民参加のもとで、豊かで愛着の持てる地域をめざしたまちづくりに取り組んでいる。

また、田舎暮らしや自然志向の高まりなどにより、都市から田舎への移住希望者が増えつつある一方で、若年層の都市部への流出は続いている。

今後、都市部在住者に本市への移住を勧めるとともに、市民が主体となって地域力の維持・向上を図るなど、魅力ある地域を創造する必要がある。

(2) その対策

集落機能の低下に伴う地域課題を克服するため、住民自治組織等により、集落のコミュニティ機能、互助・扶助機能の維持確保を図る主体的な地域づくりの取組が進められている。引き続き、住民自治組織等による地域資源の活用や個性豊かな魅力の創造などの取組に対して支援を行う。併せて、「地域まちづくりビジョン」の実現や地域の実情に応じた個別課題の解決に向けた取組を支援していく。また、市職員による地域応援隊の活動を通して、情報や目的を共有し、協働のまちづくりを推進する。

地域の集落を維持するため、移住者を呼び込むための環境や基盤

の整備を図り，U I J ターンなどを促進する。また，空き家の活用を促進していくため，情報発信等を充実させる取組を進める。

住民自治組織に対し，ボランティア組織，N P O などの活動に関する情報を提供することで，相互連携を深める。さらに，市民のボランティア活動やN P O などへの関心を喚起し，市民同士が交流できる場づくりを進め，一体感の醸成に努める。

(3) 計画

事業計画（平成28年度～32年度）

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 集落の整備	(2)過疎地域自立促進特別事業	地域おこし協力隊事業	三次市	
		地域力向上支援事業	三次市	
		がんばる地域支援事業	三次市	
		定住対策事業	三次市	
		移住者住宅取得支援事業	三次市	
		お試し住宅事業	三次市	
		Uターン者住宅・店舗改修支援事業	三次市	
		新たな婚活対策事業	三次市	
		地縁者ネットワーク事業	三次市	
		花の里みよし推進事業	三次市	
		集落支援員事業	三次市	
		自治振興活動費補助事業	三次市	
		地域集会施設整備等補助事業	三次市	
		公共施設等維持管理事業	三次市	
	過疎地域自立促進基金積立	三次市		
(3)その他	みらさか土地区画整理事業	三次市		
	定住促進住宅改修事業	三次市		

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

「三次市公共施設等総合管理計画」の考え方を踏まえ，市内全体の施設バランスや地域特性，交通の利便性などを考慮した上で，施設機能の維持や施設運営の効率化を図る。

10 その他地域の自立促進に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

ア 都市的機能の充実

本市が中国地方の魅力ある中核都市として発展していくためには、都市的機能の充実が必要である。若者などの定住促進を図る上でも、商業集積地域と周辺の農山村地域が共存共栄する地域として、日常生活上の都市的サービスの充実や就業機会の確保に努める必要がある。さらに、商業集積地域と周辺の農山村地域とを結ぶ交通基盤の整備や情報通信基盤の活用を図り、地域が自立できる基盤の形成に努め、地域の持続性の向上に取り組む必要がある。

イ 自然環境の保全

地域の貴重な財産である豊かな自然を保護・育成するため市民の意識の高揚が必要である。

(2) その対策

ア 都市機能の充実

中国やまなみ街道（中国横断自動車道尾道松江線）の全線開通の効果を活かし、都市機能を高め交流人口の拡大を図ることが必要である。そのためには、生活・産業・観光・文化・福祉・医療・行政など各分野のサービス機能及び快適で魅力ある都市的機能の充実を図る。

併せて、若者などの人口流出を抑え、定住を促進するために、定住環境の整備や雇用の場を創出する。

イ 自然環境の保全

市民や行政、各種団体などが一体となった環境保全活動を推進する。特に、自然環境に配慮した計画的な土地利用を進めるとともに、市民の主体的な緑化・美化活動を推進するため、自然保護

活動に取り組むボランティア組織・NPOなどとの協力や活動支援を行い、不法投棄などの監視・調査体制の充実を図る。

また、循環型社会の構築をめざし、市民・企業・行政が一体となり、環境問題に対する意識啓発の促進、太陽光発電システムの導入など省エネルギー対策を推進する。

ウ 基金

市民が将来にわたり、安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現を図ることを目的に、特別に地方債を財源として行うことが必要と認められる事業に充当するため、必要に応じて基金を積み立てる。

なお、基金は、本計画期間中、又は過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）失効後必要に応じて処分し、事業に充てる。

(3) 計画

事業計画（平成28年度～32年度）

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 その他地域の自立促進に関し必要な事項	自然エネルギーを利用するための施設	公共施設太陽光発電システム等整備事業	三次市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

「三次市公共施設等総合管理計画」の考え方を踏まえ、市内全体の施設バランスや地域特性、交通の利便性などを考慮した上で、施設機能の維持や施設運営の効率化を図る。

事業計画（平成28年度～32年度）過疎地域自立促進特別事業分

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 産業の振興	(9)過疎地域自立促進特別事業	体験型観光促進事業 市外からの長期宿泊体験の環境整備により、交流人口の拡大を図る。	三次市	
		オール三次観光・交流キャンペーン事業 観光PR・宣伝等情報発信等を行い観光振興を推進する。	三次市	
		観光宿泊者助成支援事業 観光・宿泊等に対する助成支援を行い、交流人口の拡大を図る。	三次市	
		三次版DMO事業 官民一体となり、経営的視点を取り入れた観光振興を推進する。	三次市	
		振興作物産地化推進支援事業 振興作物の生産を拡大し、産地化を図る。	三次市	
		オール三次農産物振興事業 担い手の支援や特産物の活用による農業の振興を図る。	三次市	
		新規就農者研修実践農場支援事業 新規就農者等の育成・確保のための支援を行い、農業振興を図る。	三次市	
		認定新規就農者支援事業 認定新規就農者の就農支援を行い、農業振興を図る。	三次市	
		果樹・花き生産振興支援事業 果樹・花きの生産振興のための支援を行い、農業振興を図る。	三次市	
		みよし和牛・酪農の里づくり事業 和牛飼養農家や酪農家などに対する支援を行い、畜産業の振興を図る。	三次市	
		中山間地域等直接支払事業 中山間地域における農業生産活動を支援する。	三次市	
		農村環境保全事業 農村環境保全に取り組む集落及び小規模農家等に対する支援を行い、農業振興を図る。	三次市	
		多面的機能支払事業 農地・水・環境の良好な保全と質的向上のための取組を支援し、農業振興を図る。	三次市	

有害鳥獣駆除対策事業 有害鳥獣の駆除活動に対する支援 を行い、地域農業の生産性の向上 を図る。	三次市	
有害鳥獣被害防止柵設置事業 有害鳥獣被害防止のための柵設置 を支援し、地域農業の生産性の向 上を図る。	三次市	
地域おこし協力隊（農業協力隊） 事業 農業の多様な分野において活躍す る農業協力隊員の確保により、農 業振興を図る。	三次市	
工場等設置奨励事業 工場等設置奨励金、雇用奨励金等 により企業誘致及び雇用対策を図 る。	三次市	
企業誘致推進事業 工業団地への企業誘致活動等を行 い、雇用対策を図る。	三次市	
みよし産業応援事業 経済活性化、地域振興につながる 自主的な事業へ支援を行い、産業 の活性化を図る。	三次市	
女性活躍推進プラットフォーム事 業 女性の起業・就業等への支援を行 い、女性の活躍を推進する。	三次市	
職業訓練委託事業 職業訓練講座の委託を行い、人材 育成や就労支援を図る。	三次市	
小企業経営改善資金利子補給事業 小企業経営改善資金の利子の一部 を補給することで、経営の安定化 を図る。	三次市	
リフォーム支援事業 住宅・店舗のリフォーム補助を行 い、経済の活性化を図る。	三次市	
がんばる地域・産業施設整備支援 事業 交流人口の拡大と地域活力の創出 に必要な施設整備を支援する。	三次市	
ウチソトつながるワークショップ 事業 人と人がつながる場づくりを進 め、新たなチャレンジが生まれる 場を創る。	三次市	

		公共施設等維持管理事業 公共施設等の維持管理、修繕等を行い、施設の効率的かつ効果的な利活用を推進する。	三次市	
		過疎地域自立促進基金積立 産業の振興のための基金を積み立てる。なお、基金は、本計画期間中、又は過疎法失効後必要に応じて処分し、事業に充てる。	三次市	
2 交通通信 体系の整備、 情報化及び地 域間交流の促 進	(1)過疎地域自立 促進特別事業	生活交通確保対策事業 市民の生活移動手段を確保・維持し、安全で安心な生活を確保する。	三次市	
		道路・橋梁維持管理事業 市道の路面補修・草刈等による道路・橋梁の維持管理を行い、安全で安心な生活を確保する。	三次市	
		公共施設等維持管理事業 公共施設等の維持管理、修繕等を行い、施設の効率的かつ効果的な利活用を推進する。	三次市	
		過疎地域自立促進基金積立 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進のための基金を積み立てる。なお、基金は、本計画期間中、又は過疎法失効後必要に応じて処分し、事業に充てる。	三次市	
3 生活環境 の整備	(7)過疎地域自立 促進特別事業	消防団装備品強化事業 消防団活動に必要な装備の整備を行い、安全で安心な生活を確保する。	三次市	
		自主防災組織等整備事業 自主防災組織による地域防災の強化及び防災意識の向上を図る。	三次市	
		住宅用太陽光発電システム等設置補助事業 住宅用太陽光発電システムの設置等に対する補助を行い、省エネ対策を促進する。	三次市	
		街角ECOステーション事業 地域環境保全に取り組む団体等に対する助成を行い、省エネ対策を促進する。	三次市	
		電力監視装置設置「見える化」事業 学校等への電力監視装置を設置し、省エネ対策を促進する。	三次市	
		飲料水施設補助事業 飲用水施設整備への補助を行い、良質な水環境を確保する。	三次市	

		公共下水道事業（ストックマネジメント） 公共下水道施設の状況を把握・評価し、計画的かつ効率的に管理する。	三次市	
		特定環境保全公共下水道事業（ストックマネジメント） 特定環境保全公共下水道施設の状況を把握・評価し、計画的かつ効率的に管理する。	三次市	
		農業集落排水事業（ストックマネジメント） 農業集落排水施設の状況を把握・評価し、計画的かつ効率的に管理する。	三次市	
		公共施設等維持管理事業 公共施設等の維持管理、修繕等を行い、施設の効率的かつ効果的な利活用を推進する。	三次市	
		廃棄物処理事業 廃棄物処理を適切に行うことにより、循環型社会を構築し、持続可能な環境を形成する。	三次市	
		過疎地域自立促進基金積立 生活環境の整備のための基金を積み立てる。なお、基金は、本計画期間中、又は過疎法失効後必要に応じて処分し、事業に充てる。	三次市	
4 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8)過疎地域自立促進特別事業	いきいき健康日本一のまち事業 健康寿命の延伸をめざす取組を進め、健康づくりを推進する。	三次市	
		認知症予防事業 認知症を予防するための事業を進め、健康づくりを推進する。	三次市	
		妊産婦健診助成事業 妊婦の定期健診等の費用の助成を行い、経済的負担の軽減を図る。	三次市	
		こども発達支援センター運営事業 発達面で心配のある乳幼児の早期発見、適切な療育指導等を行う。	三次市	
		不妊治療費助成事業 不妊治療にかかる費用の助成等を行い、経済的負担の軽減を図る。	三次市	
		保育利用料多子軽減事業 保育にかかる費用の助成を行い、経済的負担の軽減を図る。	三次市	
		保育所入所枠拡充事業 保育所に入所できる受入れ枠を拡大し、子育て環境の充実を図る。	三次市	

		こども医療費助成事業 医療にかかる費用を助成することにより，経済的負担を軽減する。	三次市	
		地域子育て支援センター運営事業 子育て親子が交流できる場の提供等を行い，子育て環境の充実を図る。	三次市	
		病児・病後児保育事業 病児・病後児の保育室を開設・運営し，子育て環境の充実を図る。	三次市	
		ひとり親家庭等自立応援プロジェクト事業 ひとり親家庭等の生活環境を支援し，子育て環境の充実を図る。	三次市	
		子育てサポート事業 子育て援助活動や利用料金の助成を行い，子育て環境の充実を図る。	三次市	
		放課後児童健全育成事業 放課後等の子どもたちの居場所づくりの充実により，健全育成を図る。	三次市	
		障害者福祉タクシー等利用助成事業 障害者福祉タクシー等の利用助成を行い，生活環境の充実を図る。	三次市	
		生活困窮者自立支援事業 生活困窮者への給付等を行い，自立支援を推進する。	三次市	
		公共施設等維持管理事業 公共施設等の維持管理，修繕等を行い，施設の効率的かつ効果的な利活用を推進する。	三次市	
		過疎地域自立促進基金積立 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進のための基金を積み立てる。なお，基金は，本計画期間中，又は過疎法失効後必要に応じて処分し，事業に充てる。	三次市	
5	医療の確保	(3)過疎地域自立促進特別事業		
		がん検診事業 肺がん検診等のがん検診事業の実施により，早期発見をめざす。	三次市	
		がん検診費用助成事業 がん検診にかかる費用の助成を行い，がんの早期発見・早期治療につなげる。	三次市	
		休日夜間急患センター運営事業 第一次（初期）救急医療施設の運営により，市民の安全で安心な生活を確保する。	三次市	

		公共施設等維持管理事業 公共施設等の維持管理、修繕等を行い、施設の効率的かつ効果的な利活用を推進する。	三次市	
		過疎地域自立促進基金積立 医療の確保のための基金を積み立てる。なお、基金は、本計画期間中、又は過疎法失効後必要に応じて処分し、事業に充てる。	三次市	
6 教育の振興	(4)過疎地域自立促進特別事業	放課後子ども教室推進事業 放課後等の子どもたちの安全で健やかな活動場所を確保し、健全育成を図る。	三次市	
		小中学校外国語教育推進事業 ALT等による小中学校の外国語教育を推進し、コミュニケーション能力等を高める。	三次市	
		学校支援員（教員）配置事業 児童・生徒の学習支援等を行い、学力向上を図る。	三次市	
		特別支援教育推進事業 特別支援教育の充実を図り、個々のニーズに応じた就学指導体制を確立する。	三次市	
		学力ぐんぐん事業 きめ細かな指導体制により、児童・生徒の学力の向上を図る。	三次市	
		わくわく体験活動推進事業 子どもたちの豊かな心の育成を図るための体験活動を推進する。	三次市	
		子ども夢・未来塾 子どもたちのコミュニケーション能力や体力づくりのための事業を推進する。	三次市	
		特色ある学校づくり創造事業 小中一貫教育や各学校の先進的取組を推進し、特色ある学校づくりを行う。	三次市	
		いじめ防止・不登校対策推進事業 児童・生徒の安全で安心な学習環境の整備といじめ防止や不登校対策を推進する。	三次市	
		学びの支援活動推進事業 子どもたちの基礎学力の定着・向上のための活動に対する支援を行う。	三次市	
		学校ICT整備事業 児童・生徒のICT学習環境の整備を行う。	三次市	

		<p>スクール便運行事業 子どもたちの安全な通学を確保するため、スクール便を運行する。</p>	三次市	
		<p>給食調理等業務民間委託 適切な学校給食調理場等の運営を行う。</p>	三次市	
		<p>東京オリンピック・パラリンピック事前合宿誘致事業 「2020年東京オリンピック・パラリンピック」に向けた取組とオリンピック等の開催を通じたスポーツの振興を図る。</p>	三次市	
		<p>公共施設等維持管理事業 公共施設等の維持管理、修繕等を行い、施設の効率的かつ効果的な利活用を推進する。</p>	三次市	
		<p>過疎地域自立促進基金積立 教育の振興のための基金を積み立てる。なお、基金は、本計画期間中、又は過疎法失効後必要に応じて処分し、事業に充てる。</p>	三次市	
7 地域文化の振興等	(2)過疎地域自立促進特別事業	<p>三次市民ホール自主事業支援事業 三次市民ホールで行う自主事業への支援を行い、市民の芸術・文化活動を促進する。</p>	三次市	
		<p>三次まちごとまるごと博物館事業 三次本通りに三次人形等を展示し、地域の活性化を図る。</p>	三次市	
		<p>三次地区拠点整備事業 三次地区拠点施設の運営・展示準備及び広報活動などを行う。</p>	三次市	
		<p>町家再生創造拠点化事業 町家を新たな価値創造の拠点として再生させるプロジェクトを実施する。</p>	三次市	
		<p>公共施設等維持管理事業 公共施設等の維持管理、修繕等を行い、施設の効率的かつ効果的な利活用を推進する。</p>	三次市	
		<p>過疎地域自立促進基金積立 地域文化の振興等のための基金を積み立てる。なお、基金は、本計画期間中、又は過疎法失効後必要に応じて処分し、事業に充てる。</p>	三次市	
8 集落の整備	(2)過疎地域自立促進特別事業	<p>地域おこし協力隊事業 地域おこしを支援する隊員の確保により、地域活力の増進や定住人口の増加を図る。</p>	三次市	

地域力向上支援事業 団体等の特色あるまちづくりを支援し、地域の魅力づくりを推進する。	三次市	
がんばる地域支援事業 地域課題解決のため、市民が主体となった取組に対し支援する。	三次市	
定住対策事業 空き家利活用の推進や情報発信事業により定住対策を図る。	三次市	
移住者住宅取得支援事業 定住人口の増加を図るため、移住者の住宅取得の負担に対して補助を行う。	三次市	
お試し住宅事業 定住希望者が一定期間移住するための住宅の整備等を行い、定住を促進する。	三次市	
Uターン者住宅・店舗改修支援事業 Uターン者の住宅・店舗改修を支援し、定住を促進する。	三次市	
新たな婚活対策事業 企業間交流を中心とした出会いの場を創設し、婚活対策を図る。	三次市	
地縁者ネットワーク事業 ふるさとへの思いを醸成し、三次市とのつながりを維持・継続するための事業を推進する。	三次市	
花の里みよし推進事業 市民協働による樹木の植栽、維持管理を推進し、美しい風景の継承や誇りの醸成につなげる。	三次市	
集落支援員事業 集落支援員による地域づくりを支援する。	三次市	
自治振興活動費補助事業 住民自治組織を主体とした広範な自治活動を支援する。	三次市	
地域集会施設整備等補助事業 地域集会所施設整備等への補助を行い、地域づくりを支援する。	三次市	
公共施設等維持管理事業 公共施設等の維持管理、修繕等を行い、施設の効率的かつ効果的な利活用を推進する。	三次市	

		<p>過疎地域自立促進基金積立 集落の整備のための基金を積み立てる。なお、基金は、本計画期間中、又は過疎法失効後必要に応じて処分し、事業に充てる。</p>	<p>三次市</p>	
--	--	---	------------	--